

第3期 釧路市地域福祉計画

2018年度～2027年度



釧 路 市



はじめに

我が国では、少子高齢化や核家族化の急速な進行とともに、地域や家庭において相互に支え合う意識の希薄化による、コミュニティ機能の低下、引きこもりや虐待など、私たちの地域福祉を取り巻く環境が複雑化・多様化しております。

これらの課題を解決するためには、公的なサービスや行政の福祉施策のみで対応することは難しくなっており、地域の中でお互いを認め合い「支え合い・助け合う」仕組みをつくるのが、ますます重要となってきております。

こうしたなか、釧路市では、平成20年度から様々な地域福祉課題の解決を図り、誰もが、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくりをするための指針として「釧路市地域福祉計画」を策定し、基本理念普及のため、様々な取組みを実践するなど、地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび、第3期計画の策定にあたり、前計画の重点事業であった、高齢者などの孤立化を防ぐ「見守り活動」を引き続き推進するとともに、複雑化・多様化する課題を抱えて社会的に孤立することが予想される生活困窮者の包括的な相談支援体制の充実を図ることなどを新たに盛り込んでおります。

本計画は、「市民一人ひとりが、共に支え合い、助け合い、生きがいをもって、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、「自助」、「共助」、「公助」の効果的連携による課題解決に向けた仕組みづくりの方向性を示したものととなっております。

住民・地域が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、すべての市民が役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びにあたり、計画策定に向けてご審議をいただいた計画策定市民委員会の皆さまをはじめ、アンケートなどにより貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

2018（平成30）年3月

釧路市長 蝦名大也

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 国の動向	1
3 計画策定の趣旨	2
4 地域福祉の役割分担（自助・共助・公助）	2
5 計画の位置づけ	2
6 計画期間	3
7 計画の策定体制	3

第2章 釧路市の地域福祉を取り巻く現状

1 人口構造の変化	5
2 地域で支援を必要とする人の現状	9
3 地域福祉を支える活動者の動向	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 釧路市が目指す方向性	17
2 基本理念	17
3 基本目標	17
4 施策の体系	18

第4章 目標達成に向けた取り組みの推進

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

基本方針1 地域福祉に関する意識の醸成	19
基本方針2 ボランティアなどの育成・支援	20

基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

基本方針1 住民相互のネットワークづくりの推進	21
基本方針2 各種団体のネットワークづくりの推進	22
基本方針3 安全で安心な地域づくりの推進	23
○主要事業 避難行動要支援者避難支援事業	24

基本目標3 自立した生活を送ることができる地域づくり

基本方針1 自立生活の支援	26
基本方針2 健康づくりの促進	27
基本方針3 次世代育成の支援	28
基本方針4 生活困窮者の支援体制の充実	29
○主要事業 生活困窮者自立促進支援事業	30

基本目標4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

基本方針1 情報提供の充実	31
基本方針2 相談支援体制の充実	32
基本方針3 権利擁護の推進	33

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進	34
2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	34
3 計画の公表	34
4 計画の検証など	34

資料編

1 釧路市地域安心ネットワーク事業	35
2 第3期釧路市地域福祉計画の策定経過	36
3 釧路市地域福祉計画策定市民委員会	38
4 釧路市社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」との連携（協働）	40
5 釧路市地域福祉計画策定に係る市民意識調査の結果	41

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として日常生活を営み、自分の意志で様々な社会活動に参加できるような社会をつくり上げていくことをいいます。

地域福祉を進めていくためには、市民一人ひとりが個々に地域活動に積極的に参加し、福祉に対する理解を深め、行政だけではなく、地域で活動する各種団体や事業者が様々な情報を共有して、相互に連携して取り組むことが大切です。

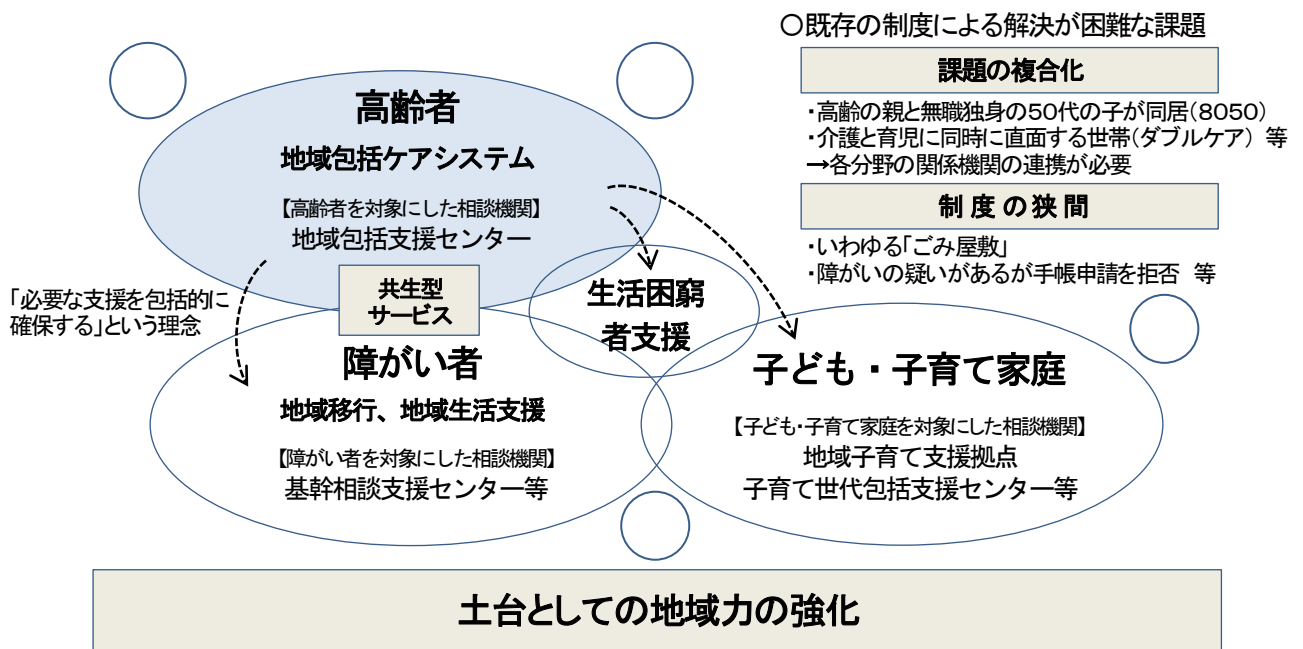
2 国の動向

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が地域の課題を自らの課題と捉え、課題を包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築を推進することとされました。

厚生労働省では、平成29年9月の「地域力強化検討会」における最終とりまとめを受け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに福祉改革を進めることとしています。

※地域共生社会のイメージ図（出典：厚生労働省ホームページ）

—— 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ——



※**地域共生社会**とは、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会。困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組み。

3 計画策定の趣旨

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化や核家族化の急速な進行による家庭機能の変容、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域における人間関係が希薄化し、相互扶助機能が弱くなっています。また、孤立死や子ども・高齢者・障がい者への虐待、長引く景気の低迷による生活困窮世帯への対応など、様々な課題が生じています。

このような課題を解決するためには、公的なサービスや行政の福祉施策のみで対応することは難しく、地域のなかでお互いを認め合い「支え合い・助け合う」仕組みをつくることが重要であり、すべての人が、住み慣れた地域で尊重され、安全安心に自立した生活を送るために「自助」、「共助」、「公助」が効果的に連携を図ることが必要です。

そのため、地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、それぞれができることを、一人ひとり（自助）・地域（共助）・社会福祉協議会（共助）・釧路市（公助）に分けて記載し、市民や関係機関などの幅広い参加を得ながら、様々な課題を解決するための仕組みづくりや地域福祉推進の方向性を示すために策定するものです。

4 地域福祉の役割分担（自助・共助・公助）

（1）自助（個人ができること）

個人で自分自身や家族、財産を守ること、また、個人が持っている知識や技術を生かし、町内会やボランティアなどの地域活動に積極的に参加するなどの役割をいいます。

市民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

（2）共助（地域ができること）

町内会や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）など地域の各種団体において、それぞれの活動を実施することはもとより、他の団体と連携・協力することで、地域で行われている福祉活動をより一層強化し、充実させていく役割をいいます。

地域には、共助の力を高めることが期待されています。

（3）公助（行政ができること）

市をはじめとする公的機関が市民活動に携わる各種団体、事業者などから情報収集を行い、市民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進める役割をいいます。市には地域福祉を推進するため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

5 計画の位置づけ

（1）計画の法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条に基づき、地方公共団体が策定する行政計画です。

（2）地域福祉実践計画との関係

地域福祉実践計画は、地域福祉の推進を目指して、釧路市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する事業について計画するものです。

本計画と地域福祉実践計画は、市内における地域福祉の課題や社会資源の状況などの認識を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

(3) 釧路市まちづくり基本構想との関係

本計画は、まちづくりの基本的方向性を定める「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画と位置づけ、計画の策定をしました。

(4) 市の他の個別計画との関係

本市では、保健福祉の分野ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。

本計画は、それらの計画の上位計画とし、保健福祉の分野だけではなく、防災、教育など、あらゆる分野の地域福祉に関連する事項について、包含し連携を図っています。

6 計画期間

本計画の上位計画である「釧路市まちづくり基本構想」の計画期間が2018（平成30）年度から2027年度までであることから、整合性を図るため、同じく2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。ただし、国や道などの動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民ニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

7 計画の策定体制

(1) 釧路市地域福祉計画策定市民委員会

本計画の策定にあたっては、福祉関係団体や自治組織の代表者、学識経験者、公募市民など20名による策定市民委員会を設置し、5回に渡り、釧路市の現状を踏まえ、地域福祉課題に対する様々な意見が論議され、平成29年11月14日に、策定市民委員会としての意見書を蝦名市長に手交しました。

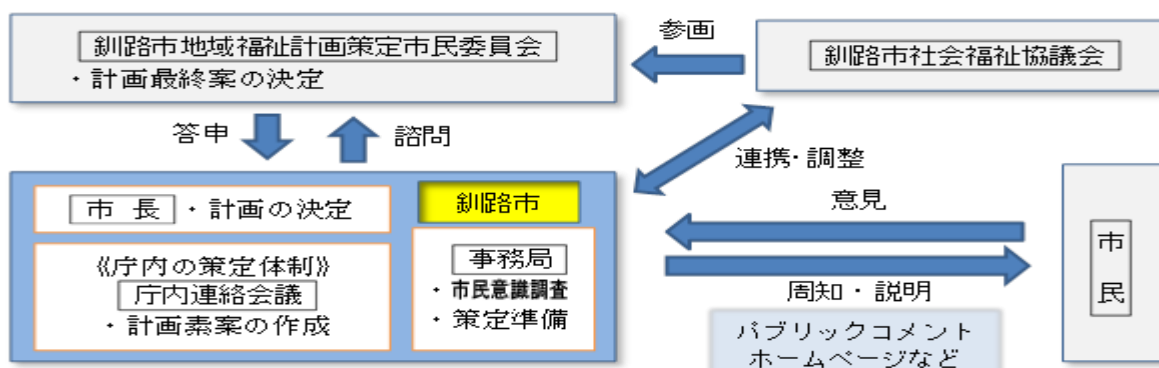
(2) 行政内部の体制

本計画の素案の策定を目的とした釧路市地域福祉計画策定庁内連絡会議を設置し、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

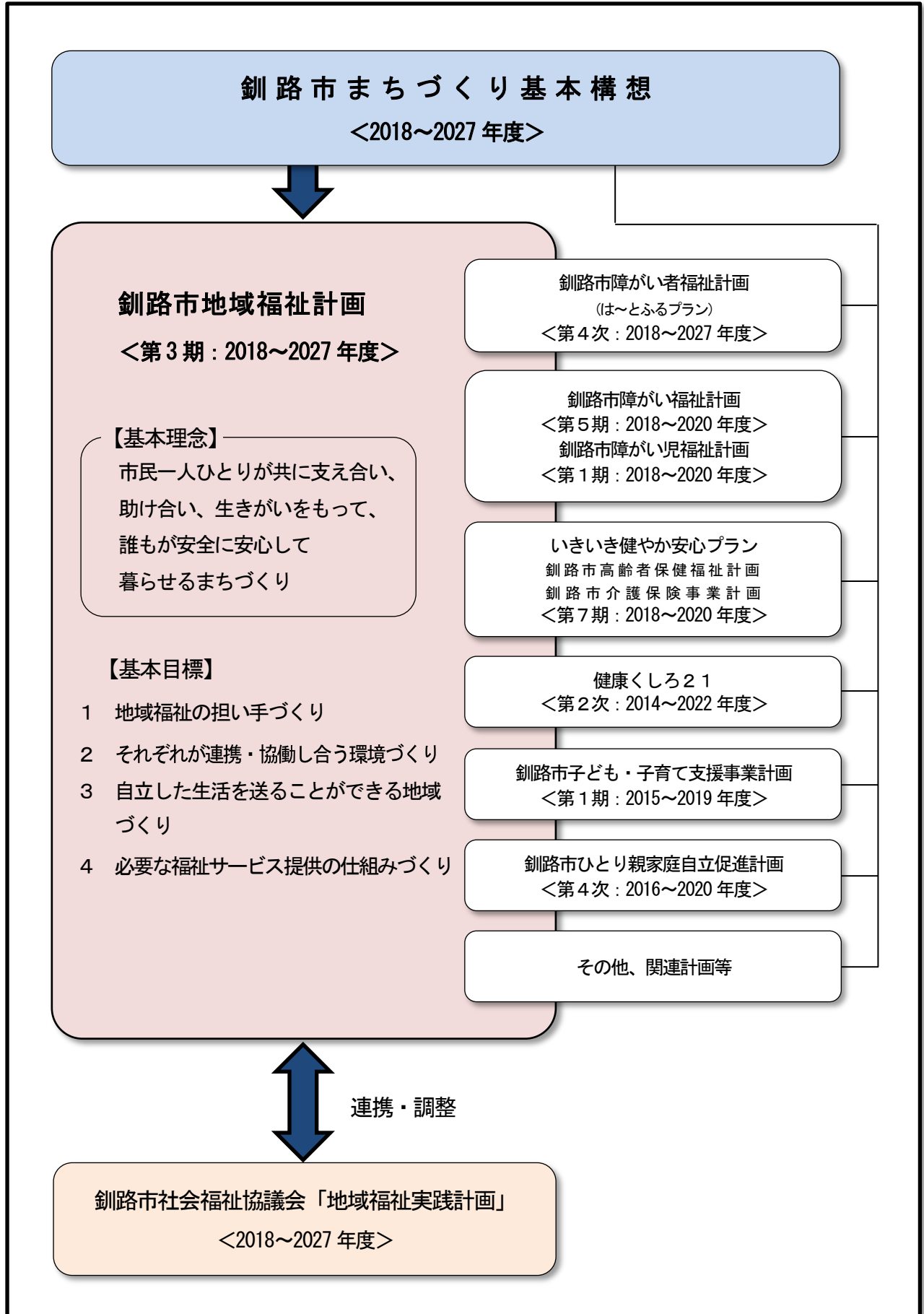
(3) 地域福祉に関する市民意識調査の実施（調査結果の概要は41ページより記載）

地域における市民活動、近隣との交流状況や地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的に、20歳以上の市民から2,000人を無作為抽出し、調査を実施しました。

○釧路市地域福祉計画策定体制図



○概念図：各種行政計画、社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係

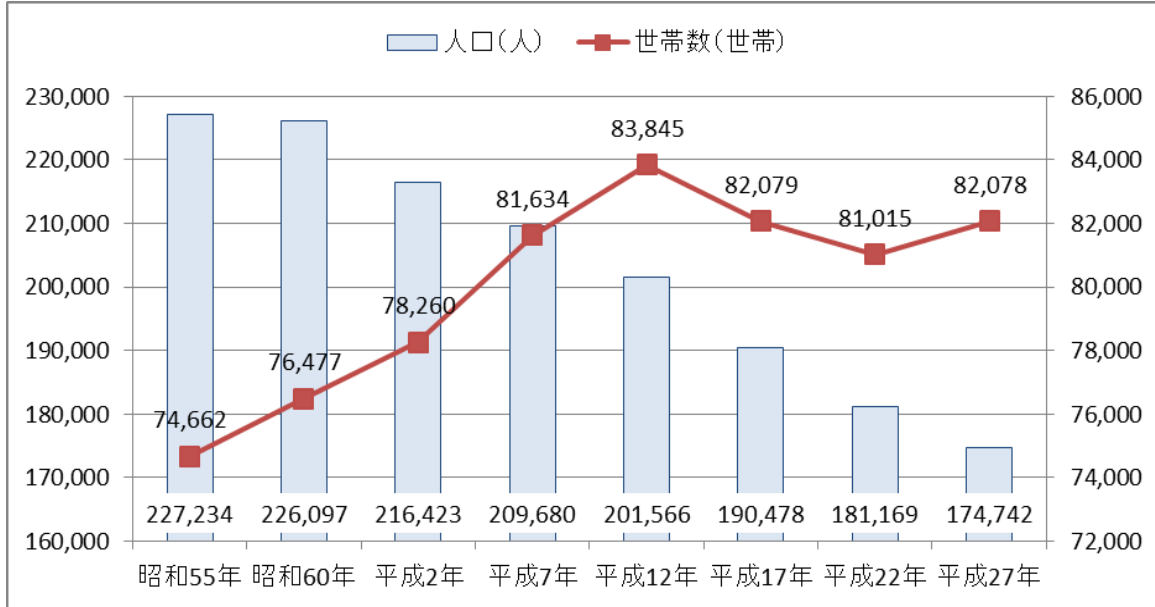


第2章 釧路市の地域福祉を取り巻く現状

1 人口構造の変化

(1) 人口と世帯数の推移

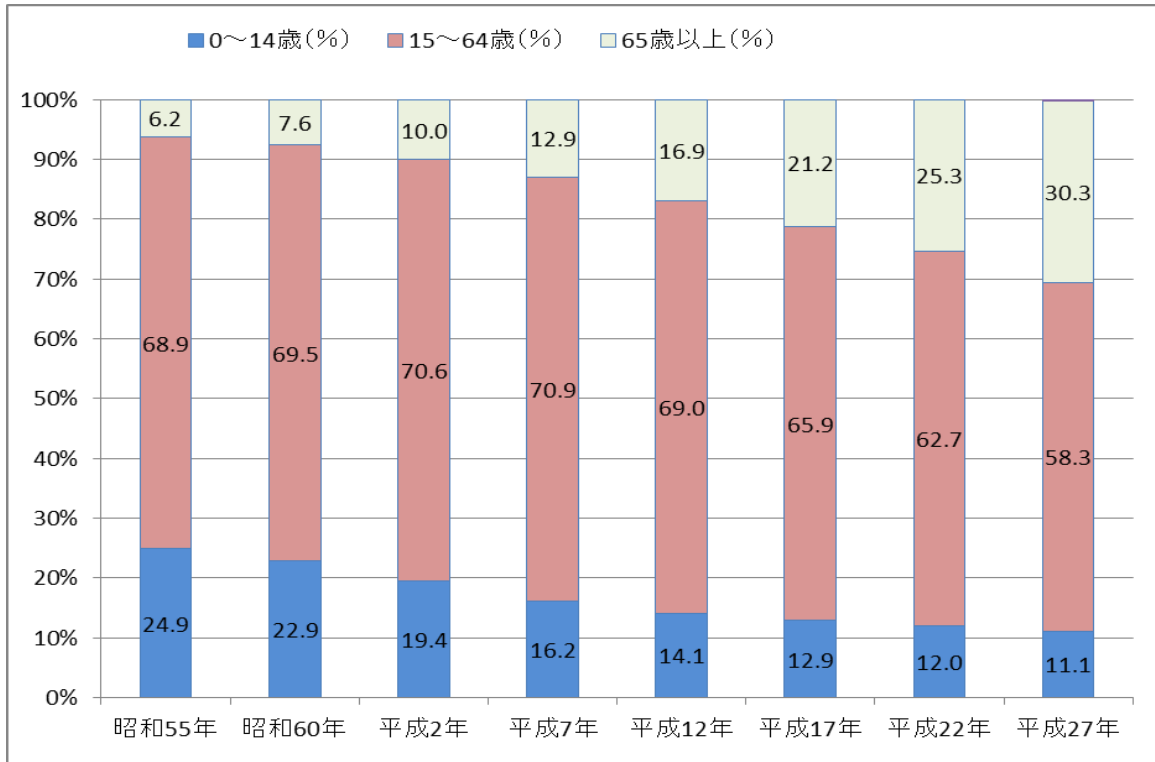
本市における国勢調査による総人口は昭和55年をピークに減少を続けています。



*資料～総務省 国勢調査

(2) 人口の年齢別割合の推移

本市の人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は年々増加、0～14歳の年少者が占める割合は年々減少しています。

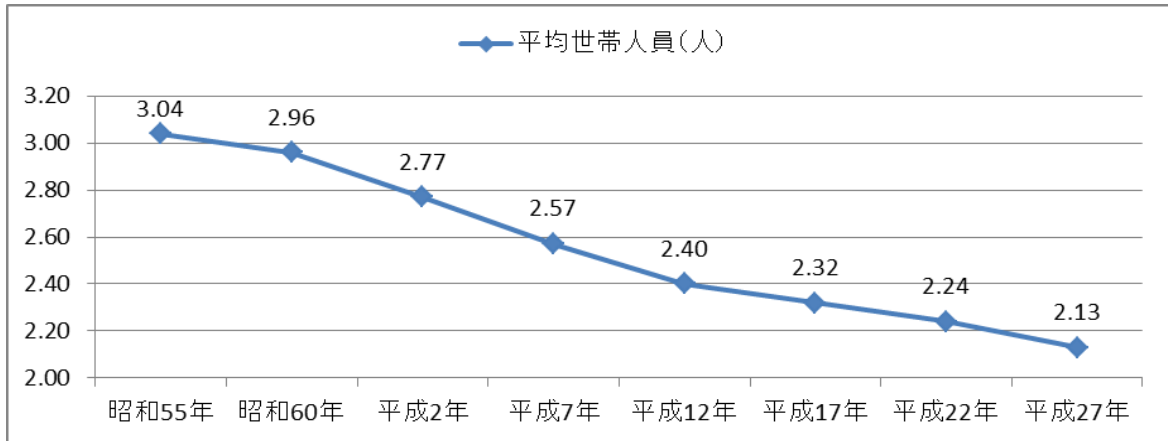


※平成27年は、年齢不詳が0.3%含まれる

*資料～総務省 国勢調査

(3) 一世帯あたり平均世帯人員の推移

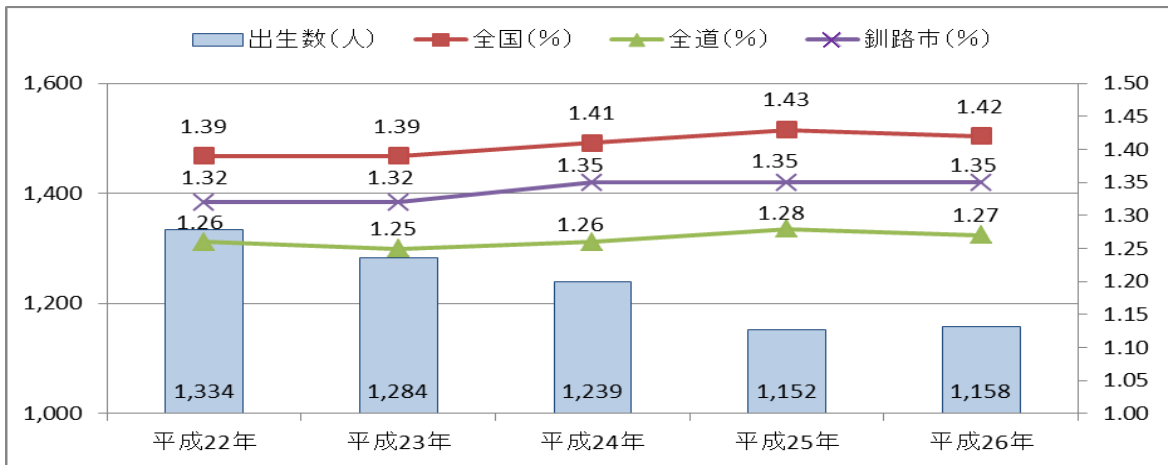
本市の一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少し、平成27年の国勢調査では2.13人となっています。



*資料～総務省 国勢調査

(4) 出生数と合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）の推移

本市の合計特殊出生率は全国の数値と比較して低く推移しており、出生数は減少傾向となっています。

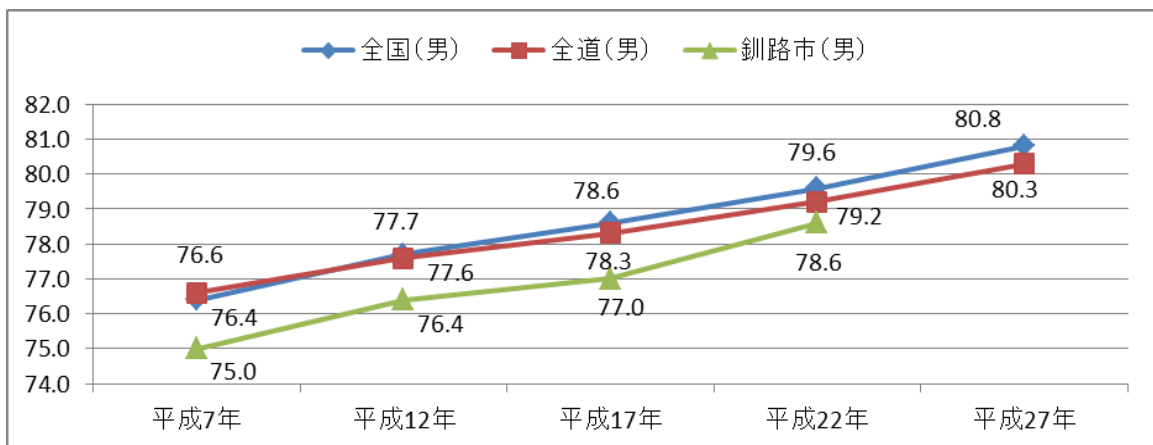


*資料～釧路根室地域保健年報（第6表）

(5) 平均寿命（0歳の平均余命）の推移

本市の平均寿命は男性、女性共に全国、全道の数値と比較して低く推移しています。

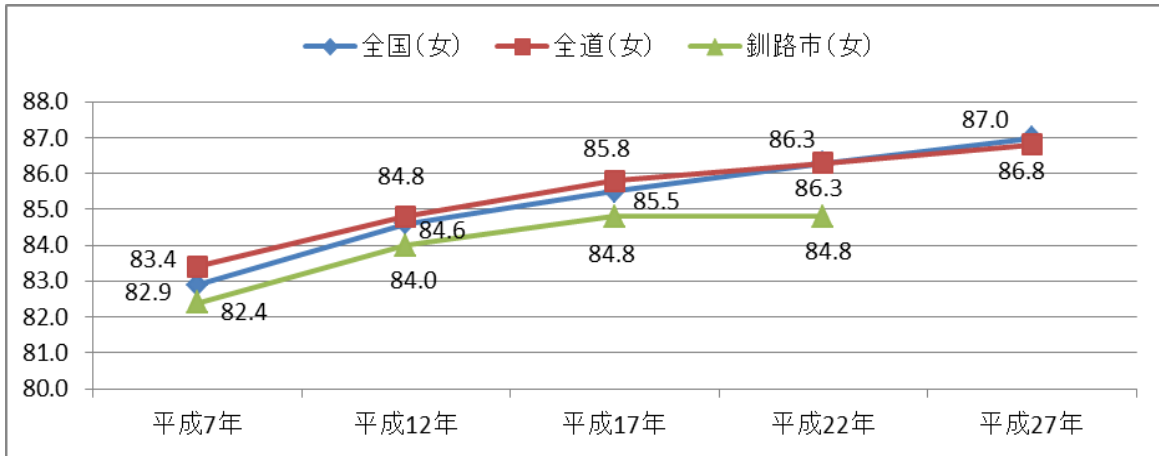
① 男性の平均寿命



※平成27年は全国・全道の数値のみ

*資料～厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」

② 女性の平均寿命

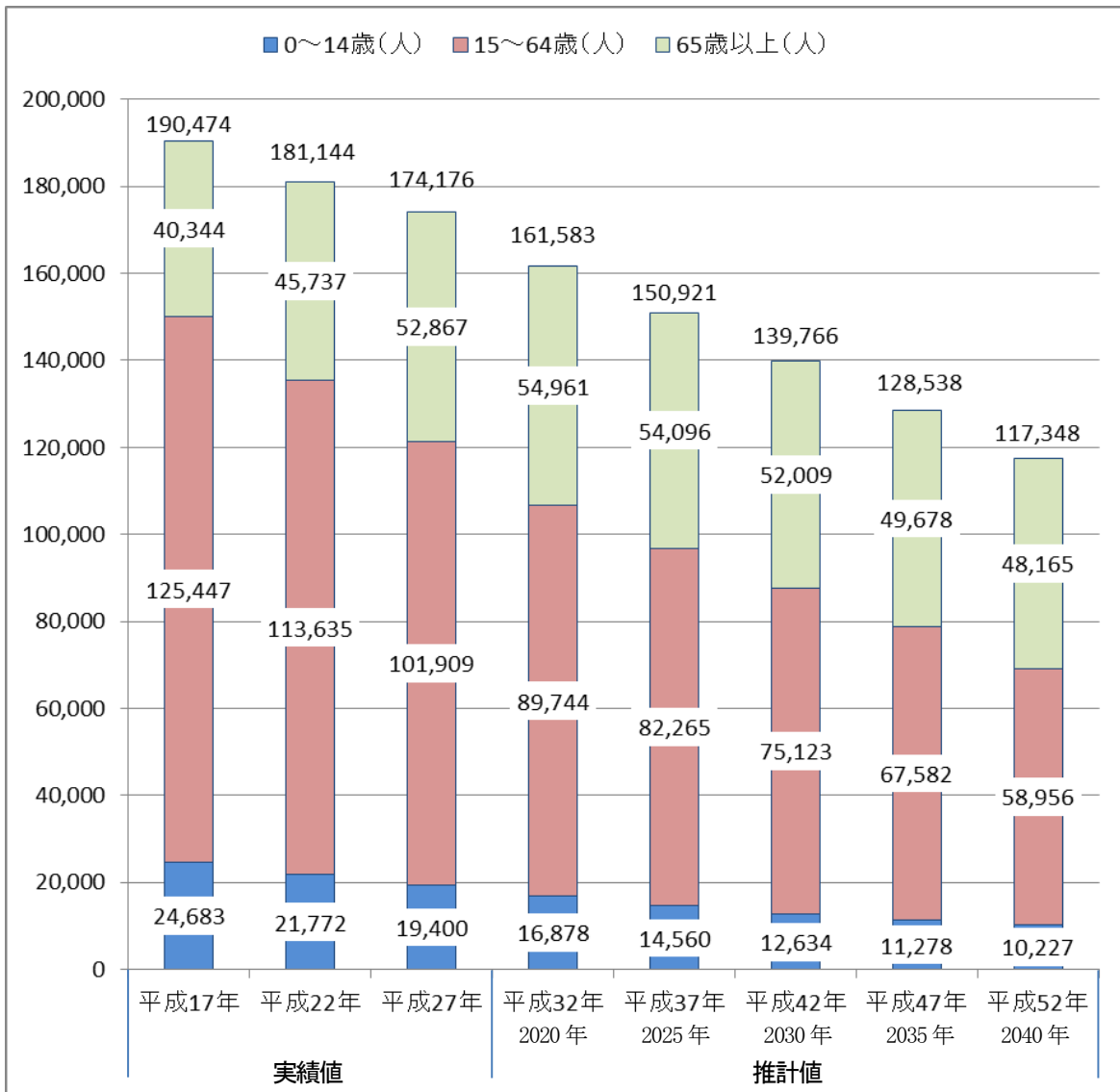


※平成27年は全国・全道の数値のみ

*資料～厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」

(6) 年齢区分別将来推計人口

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、本市の将来推計人口は団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約13.4%減少(平成27年との比較)する見込みとなっています。



*資料～総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による推計値(将来推計人口(2013年3月推計))

(7) 地区別の人口と世帯状況等（平成29年2月1日現在）

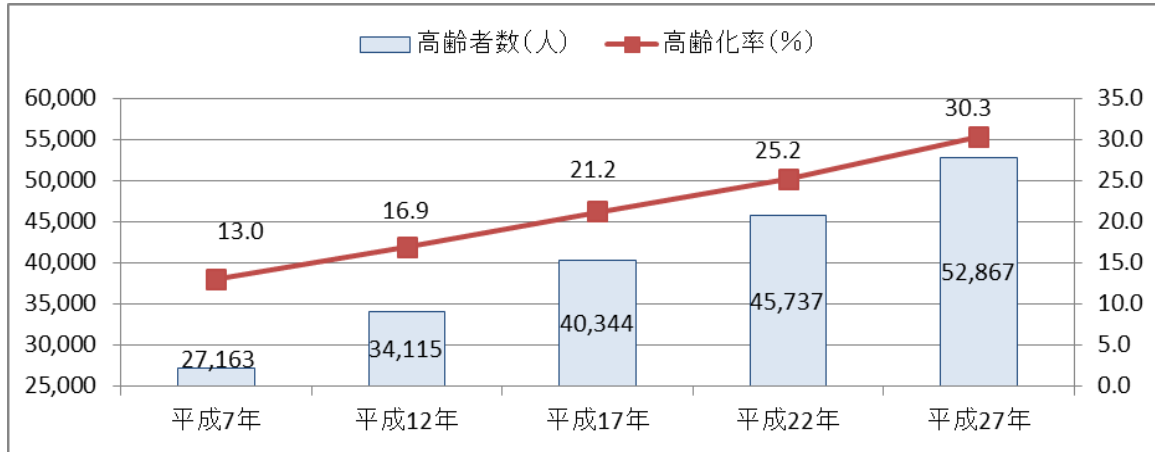
地区	地域包括支援センター	民生委員児童委員協議会	人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上割合(%)	18未満人口(人)	18歳未満割合(%)	世帯数(世帯)
西部地区	西部地域包括支援センター	鳥取東部地区協議会	6,023	1,725	28.6	907	15.1	3,259
		鳥取西部地区協議会	13,468	3,421	25.4	2,233	16.6	6,655
		昭和地区協議会	16,729	3,902	23.3	3,109	18.6	7,857
		大楽毛地区協議会	11,957	3,798	31.8	1,422	11.9	6,550
		計	48,177	12,846	26.7	7,671	15.9	24,321
中部地区北部	中部北地域包括支援センター	愛国東部地区協議会	13,755	3,781	27.5	1,778	12.9	7,898
		愛国西部地区協議会	16,229	3,258	20.1	2,740	16.9	8,202
		美原地区協議会	7,560	2,788	36.9	1,006	13.3	3,839
		計	37,544	9,827	26.2	5,524	14.7	19,939
中部地区南部	中部南地域包括支援センター	共栄東部地区協議会	6,561	1,918	29.2	875	13.3	3,914
		共栄中央地区協議会	7,029	2,190	31.2	832	11.8	4,143
		共栄北部地区協議会	6,630	2,265	34.2	722	10.9	4,043
		橋北地区協議会	5,069	1,659	32.7	540	10.7	3,159
		計	25,289	8,032	31.8	2,969	11.7	15,259
東部地区北部	東部北地域包括支援センター	橋南地区協議会	4,204	1,340	31.9	529	12.6	2,432
		橋南南部地区協議会	3,711	1,285	34.6	463	12.5	2,132
		橋南北部地区協議会	4,987	1,628	32.6	507	10.2	3,138
		緑ヶ岡地区協議会	11,183	3,551	31.8	1,617	14.5	5,965
		武佐地区協議会	9,275	3,777	40.7	1,011	10.9	5,033
		計	33,360	11,581	34.7	4,127	12.4	18,700
東部地区南部	東部南地域包括支援センター	橋南東部地区協議会	6,436	2,463	38.3	869	13.5	3,779
		桜ヶ岡地区協議会	8,221	3,216	39.1	894	10.9	4,443
		白樺地区協議会	8,431	3,467	41.1	973	11.5	4,599
		計	23,088	9,146	39.6	2,736	11.9	12,821
阿寒地区	阿寒地域包括支援センター	阿寒地区協議会	4,888	1,858	38.0	553	11.3	2,553
音別地区	音別地域包括支援センター	音別地区協議会	1,907	693	36.3	173	9.1	1,044
合計			174,253	53,983	31.0	23,753	13.6	94,637

2 地域で支援を必要とする人の現状

(1) 高齢者を取り巻く現状

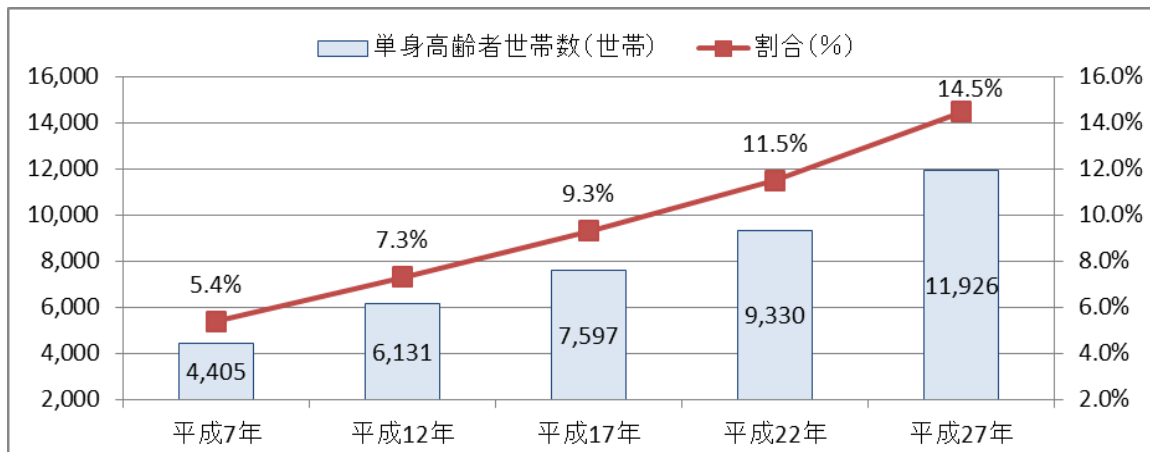
本市の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、高齢社会といわれる14%を平成12年に超え、超高齢社会といわれる21%を平成17年に超え、平成27年の国勢調査では30.3%となっています。団塊の世代が高齢期に入ったことから、今後さらに増加していくことが予想されます。高齢者数の増加に伴い、単身高齢者世帯数や要介護等認定者数も増加しています。

① 高齢者数と高齢化率の推移



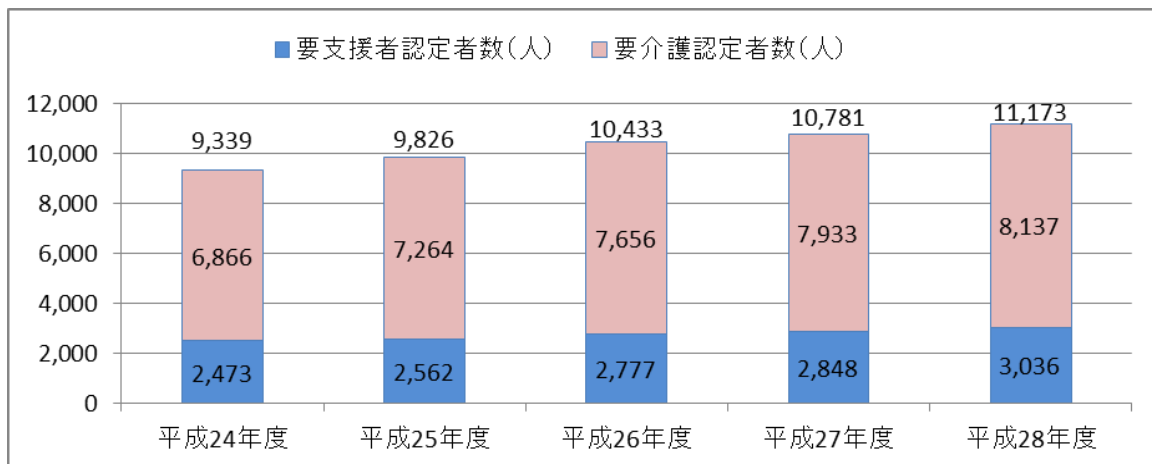
*資料～総務省 国勢調査

② 65歳以上の高齢単身世帯数の推移



*資料～総務省 国勢調査

③ 要介護等認定者数の推移



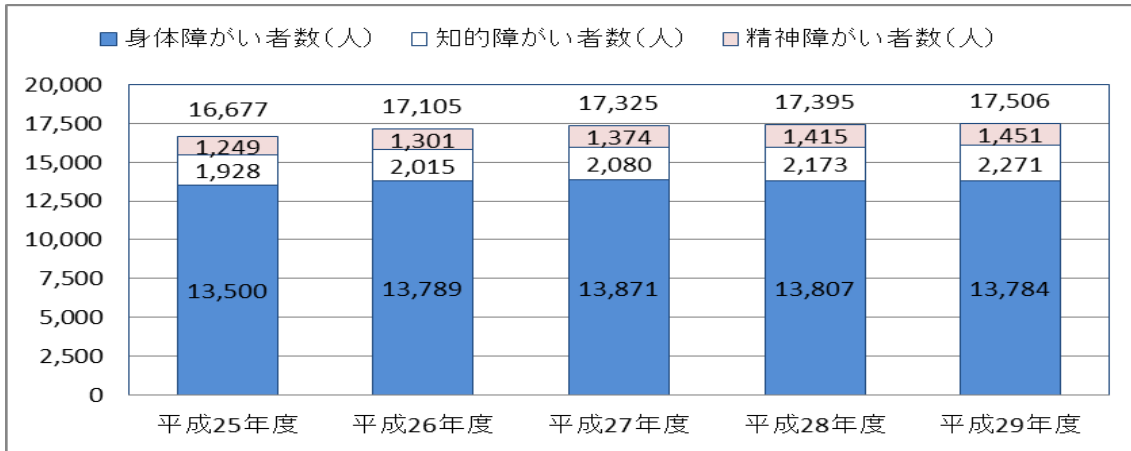
※各認定者数には第2号被保険者(40歳以上65歳未満)を含んでいる

*資料～釧路市介護高齢課

(2) 障がい者を取り巻く現状

身体障害者手帳の交付者数が横ばいの傾向にあるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加しています。

① 各種障害者手帳交付者数の推移（各年度4月1日現在）



*資料～釧路市障がい福祉課

② 障害別身体障がい者数の推移（各年度4月1日現在）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肢体障害	7,762人	7,950人	7,927人	7,804人	7,707人
視覚障害	812人	808人	796人	786人	776人
聴覚障害	1,222人	1,236人	1,234人	1,227人	1,222人
内部障害	3,258人	3,348人	3,454人	3,521人	3,613人
体幹障害	295人	296人	307人	309人	309人
言語障害	145人	146人	146人	151人	147人
免疫障害	6人	5人	7人	9人	10人
計	13,500人	13,789人	13,871人	13,807人	13,784人

*資料～釧路市障がい福祉課

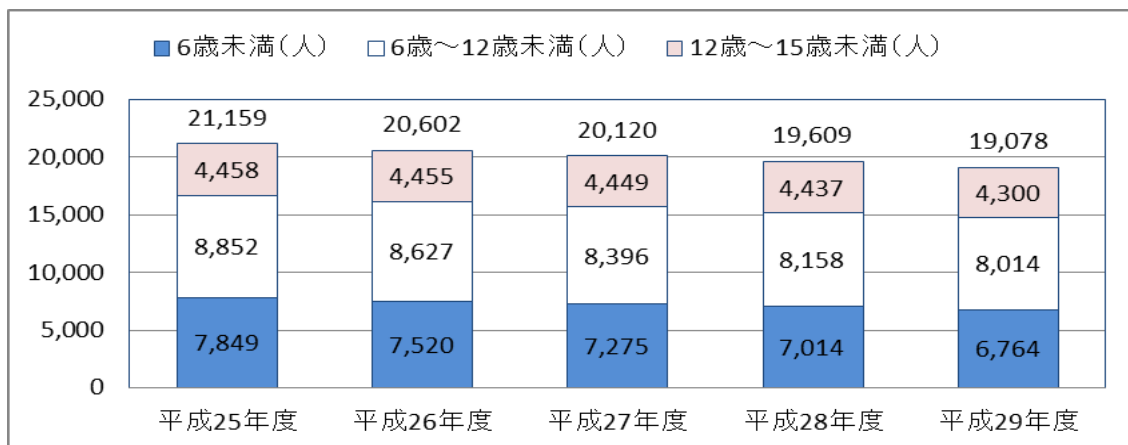
(3) 子どもと家庭を取り巻く現状

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、総合的な子育て支援が推進されています。本市においては、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、きめ細やかな子ども子育て支援を推進しています。

本市の児童人口は年々減少していますが、保育施設等入所児童数は増加傾向にあります。

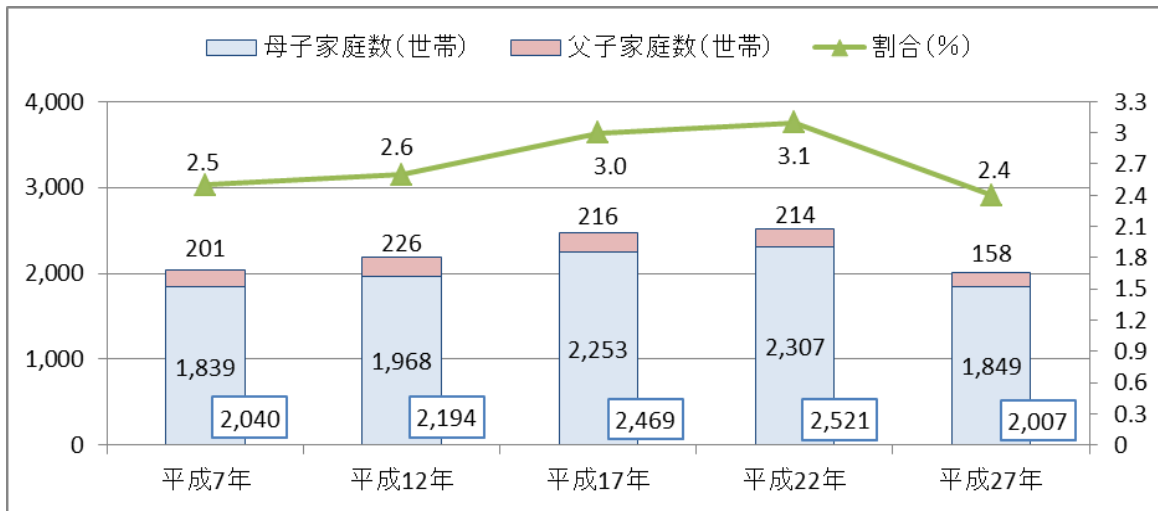
また、放課後児童クラブ登録数は平成27年度の制度改正（学齢拡大）により大きく増加しています。

① 児童人口の推移（各年度3月末現在）



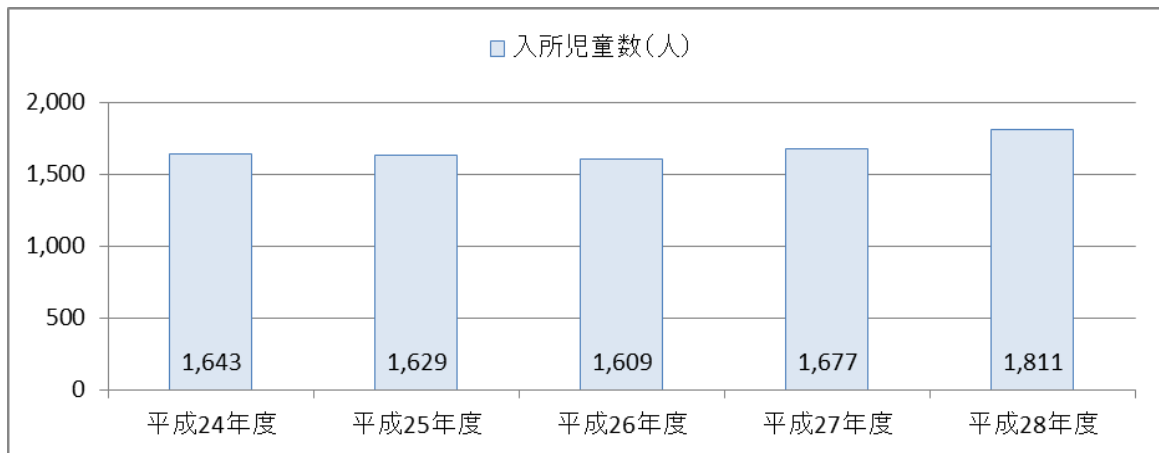
*資料～釧路市住民基本台帳人口

② ひとり親家庭の推移



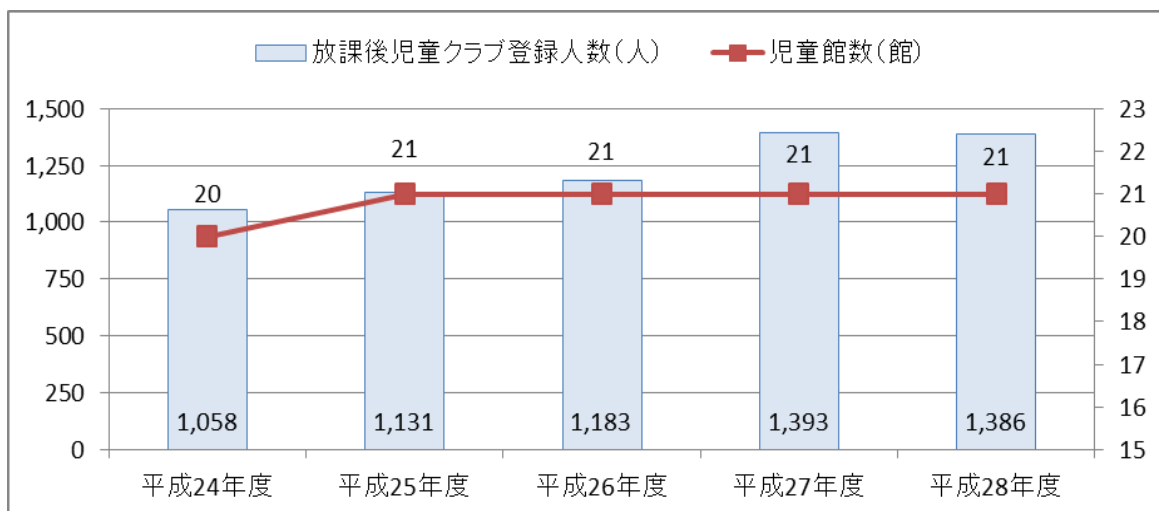
*資料～総務省 国勢調査

③ 保育施設等入所児童数の推移（各年度4月1日現在）



*資料～釧路市こども育成課

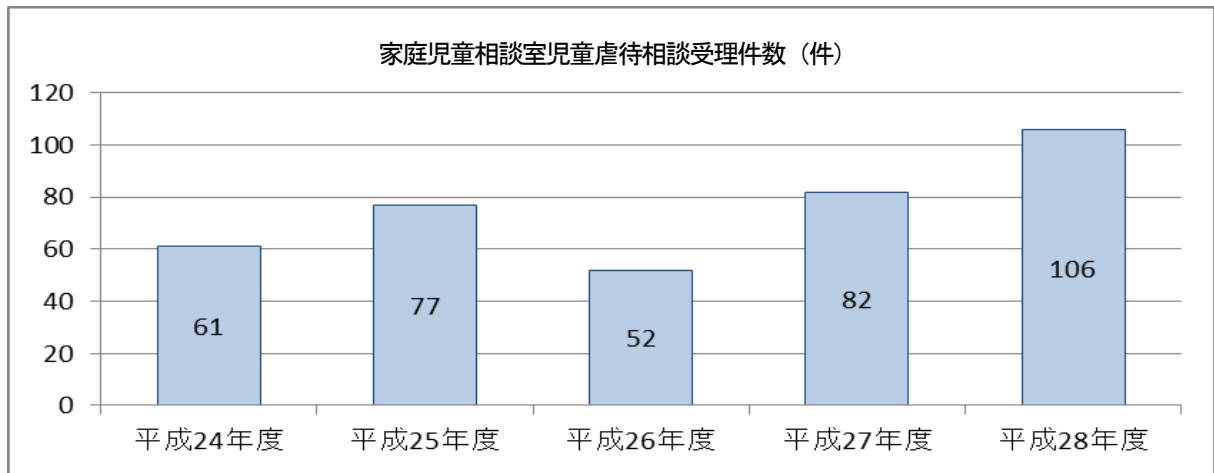
④ 児童館数と放課後児童クラブ登録人数の推移（各年度3月末現在）



※平成27年度より放課後児童クラブの登録年齢拡大
 (平成26年度以前：小学1～3年生まで、平成27年度以降：小学1～6年生まで)

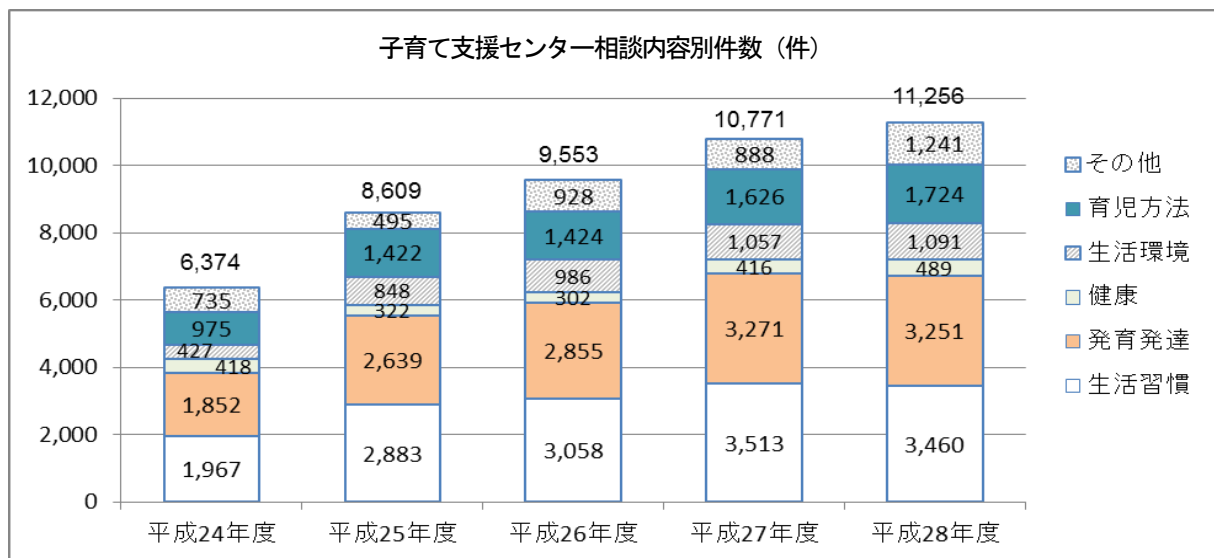
*資料～釧路市こども育成課

⑤ 児童虐待相談件数の推移



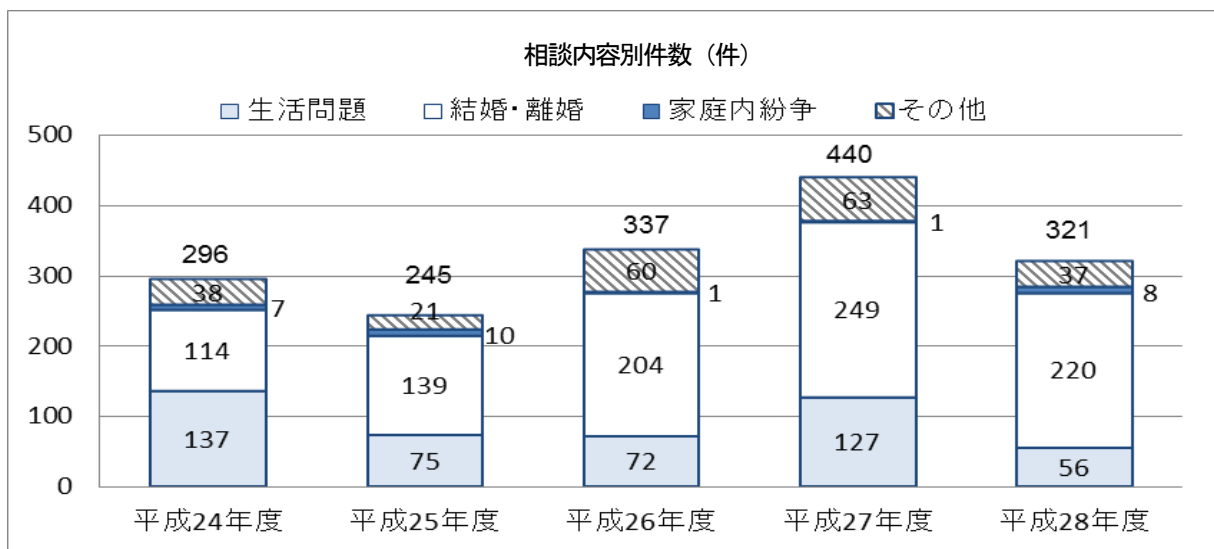
*資料～釧路市こども支援課

⑥ 子育て相談件数の推移



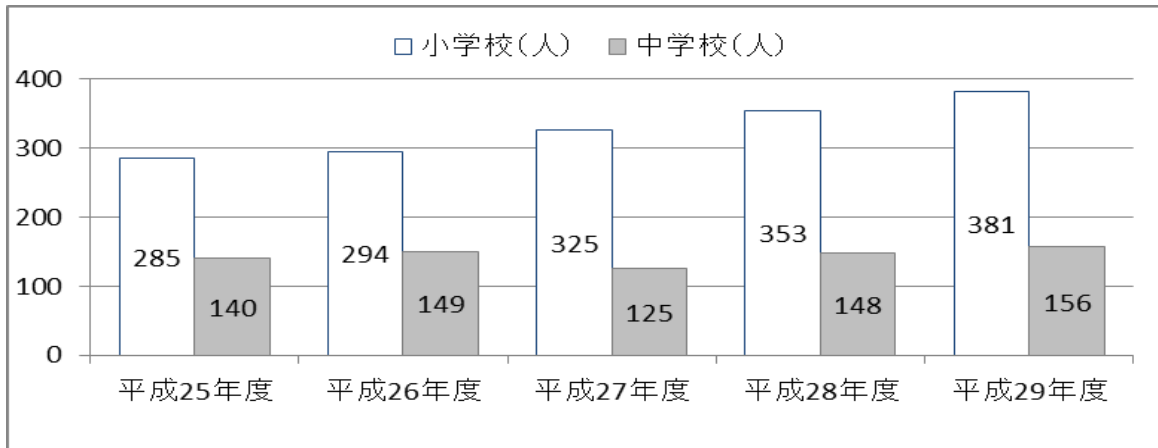
*資料～釧路市こども育成課

⑦ DV（女性）相談件数の推移



*資料～釧路市こども支援課

⑧ 特別支援学級在籍児童数の推移（各年度5月1日現在）



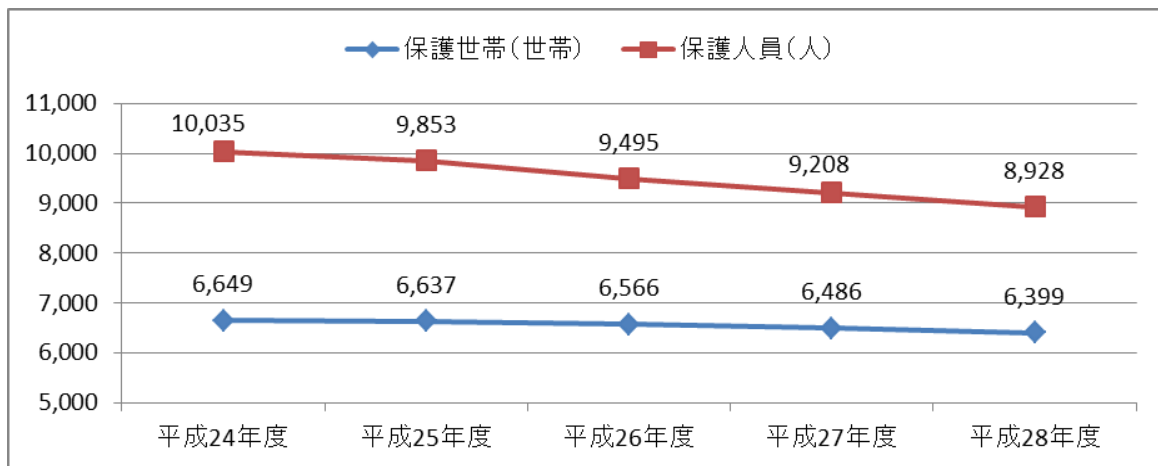
*資料～釧路市学校教育課

(4) 生活困窮者を取り巻く現状

生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援を強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、本市ではそれ以前の平成25年度より相談窓口を開設し、生活困窮者の自立に向けての支援に取り組んでいます。

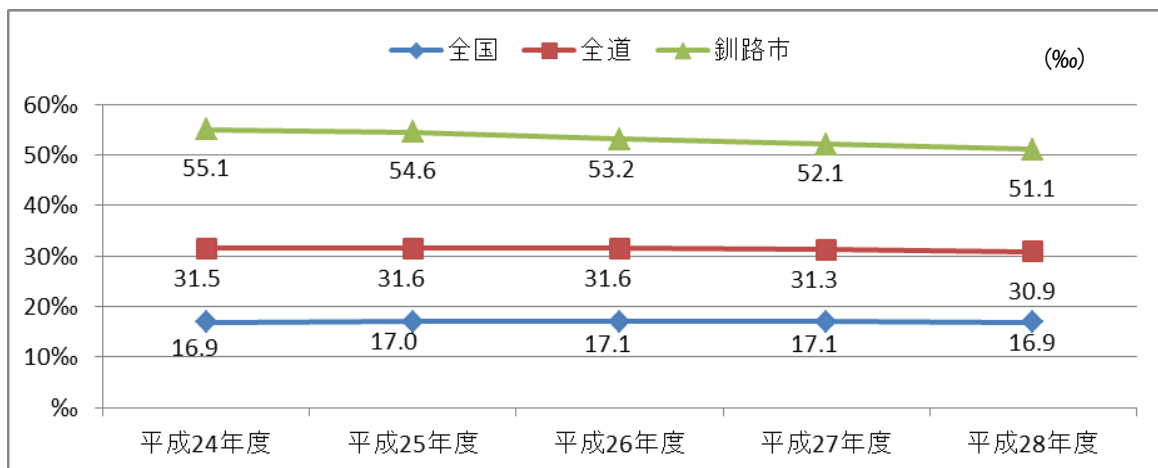
また、生活保護人員は、平成24年度に1万人を超えましたが、自立支援プログラムの効果や雇用情勢の回復により、減少傾向にあります。

① 生活保護受給世帯数と保護人員の推移（年度平均）



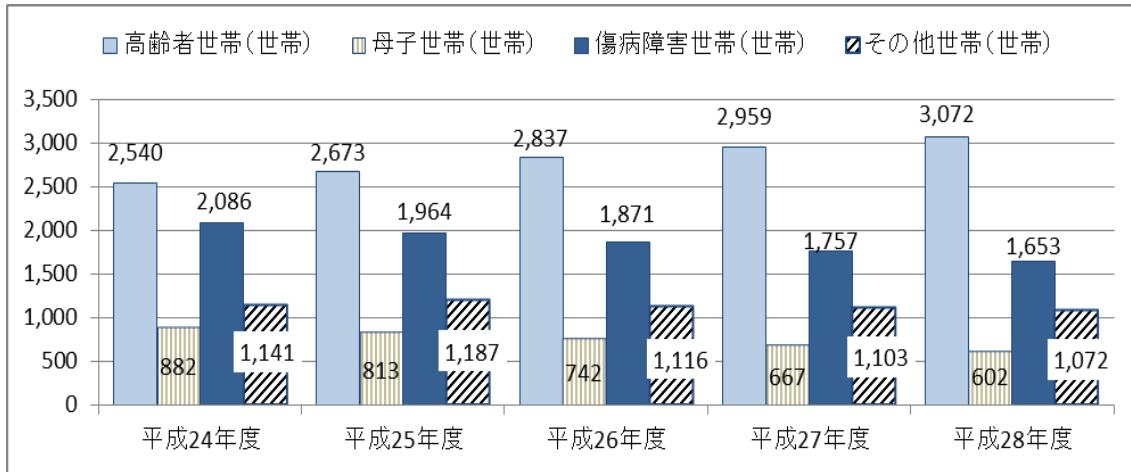
*資料～釧路市生活福祉事務所

② 生活保護率の推移



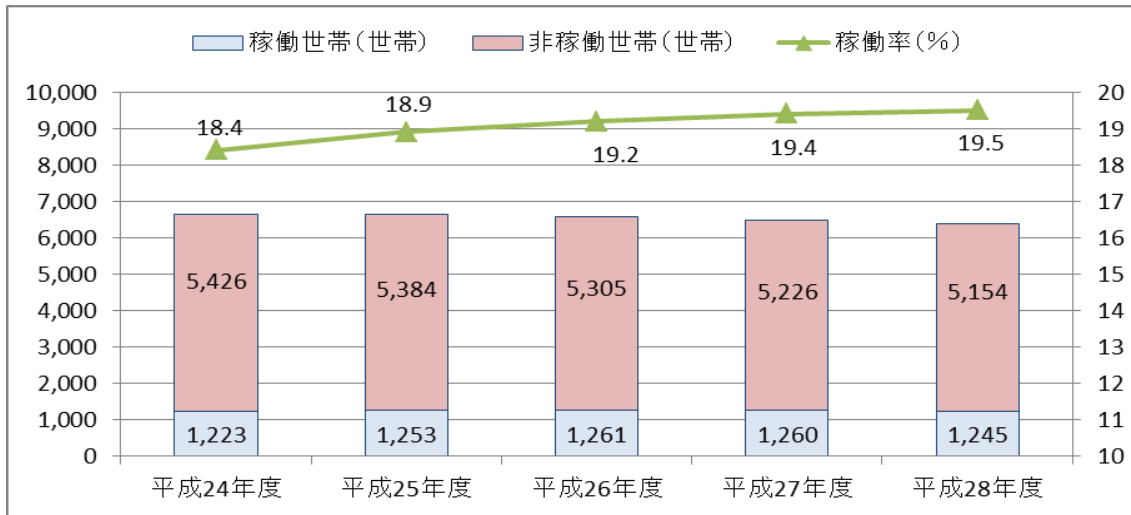
*資料～釧路市生活福祉事務所

③ 生活保護の開始時世帯類型の推移



*資料～釧路市生活福祉事務所

④ 生活保護世帯の稼働状況の推移



*資料～釧路市生活福祉事務所

3 地域福祉を支える活動者の動向

(1) 地区社会福祉協議会

地区社協名	設立年月日	加入町内会数
江南地区社会福祉協議会	昭和50年3月23日	9
益浦地区社会福祉協議会	昭和60年5月12日	9
美原地区社会福祉協議会	昭和62年11月15日	24
春採下町地区社会福祉協議会	平成4年6月28日	16
大楽毛地区社会福祉協議会	平成4年11月22日	17
東栄地区社会福祉協議会	平成5年3月28日	10
桜ヶ岡地区社会福祉協議会	平成7年10月22日	23
愛国西地区社会福祉協議会	平成9年2月23日	9
緑ヶ岡・貝塚地区社会福祉協議会	平成10年3月8日	10
興津地区社会福祉協議会	平成10年6月22日	11
新富士地区社会福祉協議会	平成11年7月25日	5

*資料～釧路市社会福祉協議会

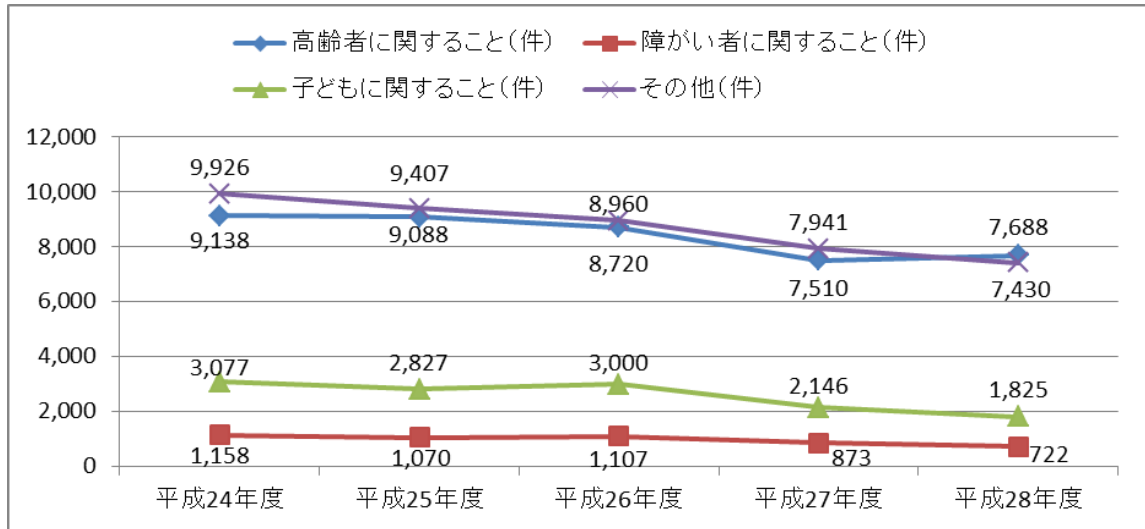
(2) 民生委員児童委員

① 民生委員児童委員数（平成29年11月1日現在）

定数	民生委員児童委員現在数		左記のうち主任児童委員数		欠員
	男性	女性	男性	女性	
458人	188人	216人	7人	35人	13人

*資料～釧路市地域福祉課

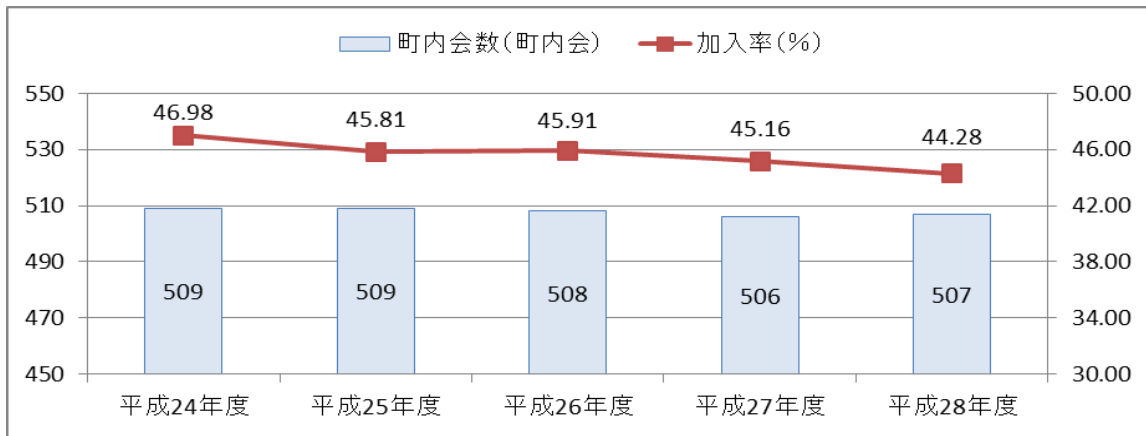
② 民生委員児童委員活動状況の推移



*資料～釧路市地域福祉課

(3) 町内会

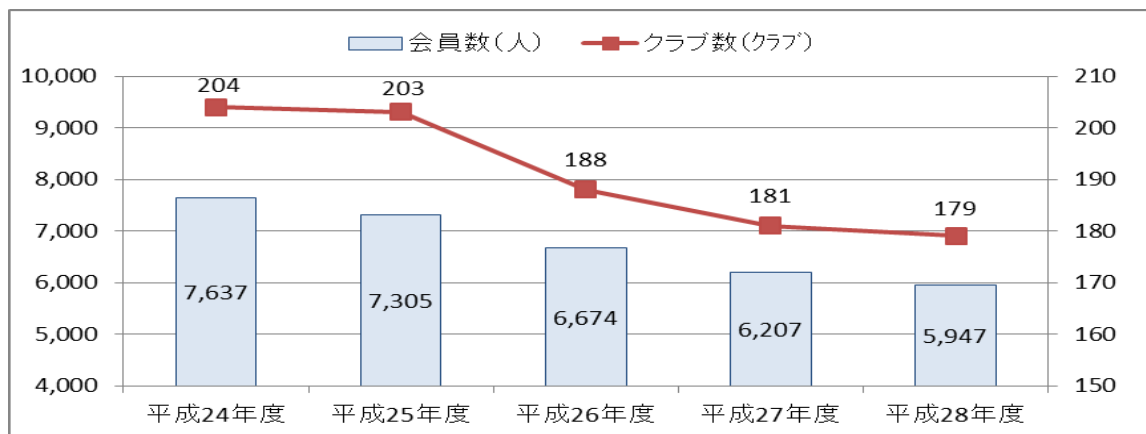
① 町内会加入状況の推移



*資料～釧路市連合町内会

(4) 老人クラブ

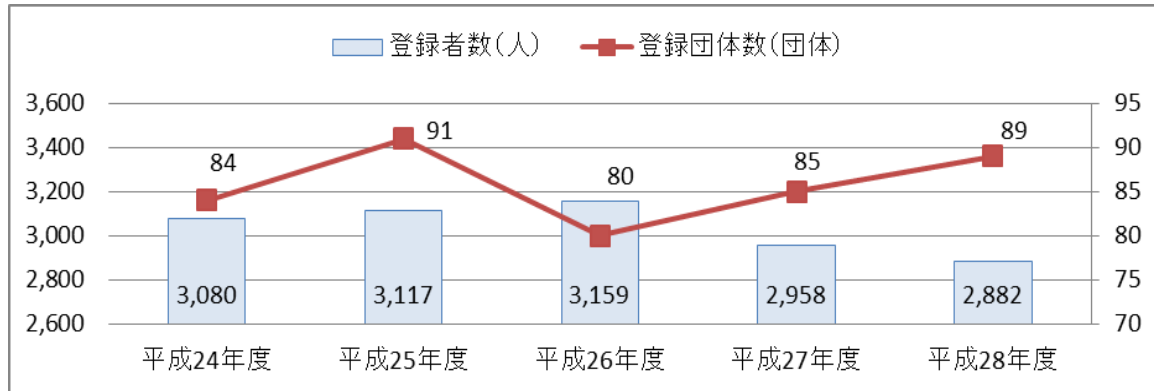
① 老人クラブ数と会員数の推移（各年度4月1日）



*資料～釧路市介護高齢課

(5) ボランティア・市民活動

① ボランティア登録者数と登録団体数の推移



*資料～釧路市社会福祉協議会

② 釧路市ボランティア連絡協議会加盟団体（平成29年4月1日現在）

団体名	
釧路BBS会	ガールスカウト北海道連盟第9団
釧路手話の会	釧路市音訳の会 ともしび
(社) 釧路青年会議所	釧路ふきのとう文庫
釧路市点訳奉仕はなあかり会	釧路家庭生活カウンセラークラブ
ボランティア ひだまり	ボランティア 希望
釧路公立大学ボランティアサークル	いちの会
道教大釧路校障害児研究サークル柊	こども共育支援「ミライエ」
釧路要約筆記サークル会あかり	個人ボランティア 2名

15 団体 2 個人

*資料～釧路市社会福祉協議会

(6) NPO法人

① 保健・医療・福祉の増進、子どもの健全育成、市民活動団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助を活動分野とするNPO法人（平成29年11月現在 35 団体）

団体名					
a	こぶし作業所	b	阿寒湖のマリモ保護会	a,c	後見ネットワーク阿寒
a	さはみず	b	釧路リベラルティ	a,c	地域生活支援ネットワークサロン
a	すてっぷ	b	釧路市動物園協会	a,c	日本医療福祉介護協会
a	足揉み健康研究会・おまかせロボくん	b	佐々木榮松記念釧路湿原美術館	a,c	和
a	縁	b,c	道東就労支援事業者機構	a,c	おおぞらネットワーク
a	釧路手をつなぐ育成会	b,c	ストローハット	a,c	ふわり
a	きらり	c	ぶれぜんと946	a,c	わたぼうしの家
a	くしろ・ピーぷる	c	環境把握推進ネットワークーPEGー	a,c	阿寒観光協会まちづくり推進機構
a,b	桜が丘ひぶなクラブ	c	北海道フィッシャーズ協会	a,b,c	馬木葉クラブ
a,b	ファータイル プラネット	c	Bonos	a,b,c	グルスの杜あかん
a,b	駆け込みシェルター釧路	c	くしろ・わっと	a,b,c	東北北海道スポーツコミッション
b	こども遊学館市民ステージ	c	くしろ市民後見センター		

*資料～北海道

●活動分野 a 保健・医療・福祉の増進 b 子どもの健全育成 c 市民活動団体の運営又は活動

第3章 計画の基本的な考え方

1 釧路市が目指す方向性 ～地域共生社会の実現に向けて～

国が新たに掲げた地域共生社会という考え方は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するというものです。

この実現に向けて、釧路市では、次の基本理念に基づいて、市民すべてがそれぞれの役割をもって住みよいまちづくりを目指していきます。

2 基本理念

地域福祉を推進するうえでの基本理念（基本的な考え方）を次のとおり定めます。

基本理念

市民一人ひとりが、共に支え合い、
助け合い、生きがいをもって、
誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

3 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が広がる仕組みが必要です。地域福祉活動の主役である地域住民が、その担い手として積極的に活動できるよう、人材育成、交流の促進などの取り組みを推進します。

基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

人と人とがふれあいを大切に、連携・協働し合い、安全に安心して生活することができる環境づくりを目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができる地域づくり

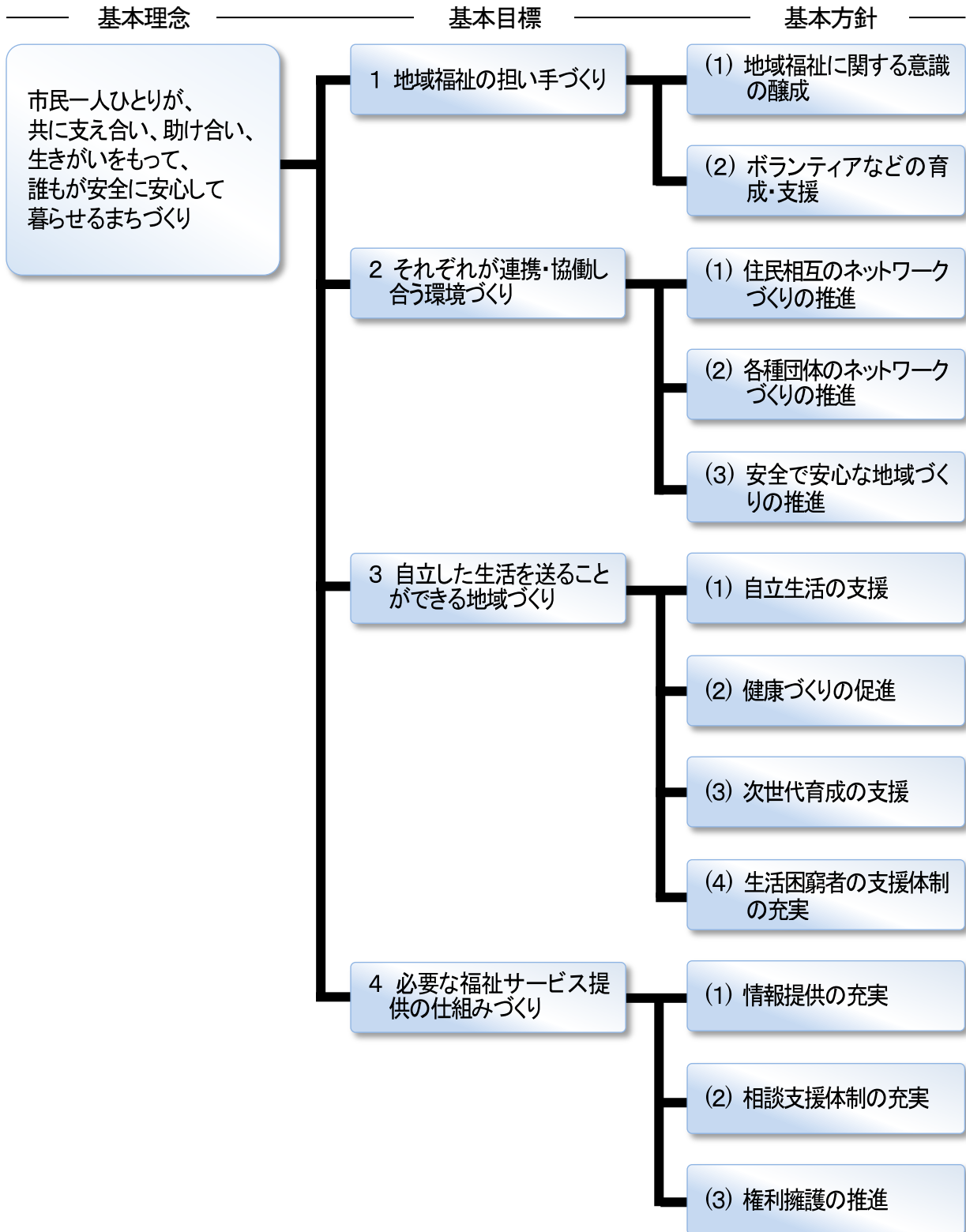
誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、すべての市民が互いに支え合える地域づくりを目指します。

基本目標4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

市民の多様な地域生活課題に対応できる相談体制と、わかりやすい各種情報の提供体制の充実を図ります。

4 施策の体系

本計画は、以下の体系により推進します。



第4章 目標達成に向けた取り組みの推進

基本目標 1 地域福祉の担い手づくり

基本方針 1 地域福祉に関する意識の醸成

■現状と課題

地域の課題については、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなってきました。地域住民それぞれが、「支え合い・助け合い」について考え、その必要性について意識を持ち合い、地域内での積極的な交流、見守りや助け合いなど、地域活動における重要性が高まっていますが、福祉や地域活動に対しての関わりや関心の低い人が増えています。また、活動の中心となる人の高齢化が進み、活動する人（特に若年層）の確保が難しくなっています。

市民意識調査の結果では、福祉についての理解を深めるために必要な機会として、「福祉の制度、サービス、理念や考え方について学ぶ機会」が45.8%と最も高く、次いで「市民が福祉の制度、サービスなどについての課題を気軽に話し合える機会」が40.2%となっています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

地域福祉を推進していくには、福祉を実践しようとする「意識づくり」「風土づくり」が不可欠であり、家庭や地域、学校などの様々な場において福祉教育を推進し、ノーマライゼーション*1や社会的包摂*2などの理念のさらなる普及と啓発を図り、福祉教育を通じて、長期的な視点に立って地域福祉活動の担い手の育成に努めます。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇様々な地域福祉の課題を他人事、特別なこととは思わず、常に関わっている問題として捉えましょう。 ◇「向こう三軒両隣」、気軽にあいさつを交わすことを心がけ、困ったときは、お互い様の気持ちで日頃から助け合いを意識しましょう。
地域 （共助）	◇住民相互が知り合うきっかけを検討しましょう。 ◇高齢者や障がい者、子どもたちなどと交流する機会をつくりましょう。 ◇幼少期から、身近にボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくり、構えることなく自然に福祉と触れ合う土壌をつくりましょう。
市社協 （共助）	◇福祉教育協力校指定事業や福祉体験学習・研修の支援を行い、学校における福祉教育を推進します。 ◇住民福祉研修事業や地域での福祉体験学習・研修の支援を行い、地域における福祉意識の向上を図ります。
釧路市 （公助）	◇教育機関や市社協と連携し、小中学生にボランティア活動や福祉体験学習など、各種講座の実施に取り組み、福祉教育の推進に努めます。 ◇認知症サポーター養成講座など、各種講習会や勉強会を開催し、地域福祉への理解促進や地域活動への参加促進につながる取り組みを実施します。 ◇敬老大会や福祉の店感謝祭びゅあめいどまーけつとなど、各種イベントを開催し、高齢者や障がい者、子どもや地域住民との交流を促進します。

〈用語解説〉

*1 ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などハンディキャップを持つ人が普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え、基本理念。

*2 社会的包摂

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

基本方針2 ボランティアなどの育成・支援

■現状と課題

近年のボランティアの傾向としては、活動者の目的が明確化しており、団体等に加盟せず、個人で活動を行う人が増えています。

地域や町内会と同様に各ボランティア団体においても高齢化が進み、地域福祉の担い手が不足しており、継続的な活動が難しくなっています。このため、次代を担う人の活動への参加意欲を向上させる取り組みが必要です。

活発な活動を展開している地域には、その活動を支える人材やリーダーがいます。参加意欲があっても実践まで行動に移せない人もいるため、多数の人が様々な活動に参加する機会をつくり、地域活動を支える人材を育てる必要があります。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

福祉に関する情報の提供や相談支援、学習機会の提供を通じて、福祉活動やボランティア活動を支援します。また、ボランティア活動やNPO*3活動に関する情報提供や相談体制を充実させ、リーダーや専門的な知識を持った人材の育成と活用を支援するとともに、活動団体相互の交流の促進を図ります。

ボランティア実践者を増やすためには、個人の活動を支援する仕組みづくりが効果的であることから、目的を特化した内容の講座の開催を推進します。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇町内会等の活動について関心を高めましょう。 ◇地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えましょう。
地 域 （共助）	◇多くの住民の関心を高め、誰もが参加できるような運営や活動に努めましょう。 ◇幅広い世代の交流促進につながるような機会の創出に努めましょう。 ◇地域のなかで、お互いに協力や分担できることを話し合ひましょう。
市社協 （共助）	◇ボランティアセンターの機能強化やボランティア団体・サークルの活動支援、情報提供などを行います。 ◇講座と活動が結びつく養成事業を推進します。
釧路市 （公助）	◇釧路市民活動センター*4など、地域におけるボランティア活動やNPO活動、市民活動のための交流の場を提供します。 ◇市社協やボランティアセンターを支援するなど、福祉ボランティアの育成支援や担い手となる者の活動促進につながる取り組みを実施します。

〈用語解説〉

*3 NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体、非営利事業体、営利を追求せず、公益のために活動する民間団体。保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、環境保全、地域安全、人権の擁護又は平和の推進、子どもの健全育成などを図る活動が行われている。

*4 釧路市民活動センター

愛称「わっと」は、福祉、まちづくり、生涯学習、国際交流、環境保全などの様々な分野における市民活動を支援するために設置された。NPO法人が市の指定管理者となり運営している。市民活動に関する情報の収集や発信、活動の場の提供、団体・個人相互の交流の促進、人材育成・研修などを通じて活動の支援を行う。

基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

基本方針1 住民相互のネットワークづくりの推進

■現状と課題

少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化により、核家族化や晩婚化、単身化が進み、家族のつながりや住民相互のつながりの希薄化により、地域のコミュニティ*5が弱体化しつつあります。特に本市では単身高齢者世帯が増加しており、助け合いや見守りなど、地域のコミュニティに期待される役割はますます大きくなっていますが、一人の時間や生活を重んじる高齢者等が増え、近隣住民とのコミュニケーションがないまま、地域で孤立化するなどの問題も発生しています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

地域内のつながりのもとで、活動の輪を広げ、地域住民や地縁組織*6による地域の特性を生かしたネットワークづくりを推進します。

地域活動の必要性の啓発に努め、地域活動の場を計画的に整備するなど、地域住民が主体的な活動を展開できる環境づくりを進め、住民相互や地域のコミュニティ間における多様な交流を推進します。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇町内会等の地域活動団体に加入しましょう。 ◇地域の催事や行事等に可能な範囲で参加することに努めましょう。 ◇近隣の日常的なさりげない見守りを意識しましょう。
地域 （共助）	◇地域として何ができるかを住民相互で一緒に考えましょう。 ◇誰もが気軽に参加しやすい内容の行事や地域活動の創出に努めましょう。
市社協 （共助）	◇地域の連絡会・懇談会へ参加し、地域課題やニーズの把握に努めます。 ◇小地域ネットワーク*7づくり事業を推進します。
釧路市 （公助）	◇地区会館や釧路市民活動センターなど、地域活動のための交流の場を提供します。 ◇保育所地域活動事業や児童館運営事業を推進し、子どもと高齢者や障がい者との交流を促進します。 ◇認知症サポーター養成講座など、各種講習会や勉強会を開催し、地域福祉への理解促進や地域活動への参加促進につながる取り組みを実施します。

〈用語解説〉

*5 地域のコミュニティ

特定の地域を構成する共同体。一般に、町内会や自治会など市町村のなかで更に区割りされた共同体をいう。

*6 地縁組織

町内会・自治会・PTA・老人クラブなど、居住地域を対象とした組織。

*7 小地域ネットワーク

地域で見守りや支援を必要とする人やその家族が安心して暮らせるよう、小地域ごと（地区により地区社協全体のエリアや単位町内会のエリアなど様々に設定）に、地区社協や町内会の役員、民生委員児童委員、その他の近隣の方々を中心に活動を行う組織網。

基本方針2 各種団体のネットワークづくりの推進

■現状と課題

少子高齢化や核家族化が進むなか、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じており、住民が主体的に関わり支え合う、地域での新たな支え合いが求められています。

連合町内会や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会などをはじめ、様々な団体があり、団体相互、また団体と地域住民との連携が不可欠です。

多種多様な民間の福祉活動団体により様々なサービスが提供されていますが、このような団体相互が連携・協力しネットワークを形成することは、地域住民の活動を支援する基盤づくりとして重要です。それぞれの団体が有する専門的な知識や能力を共有し、効果的・効率的に活動を行うことが求められています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

様々な団体や関係機関などとの連携・協力により、福祉に関する情報の共有化や活動を担う人づくりを進め、円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりを促進します。

地域のなかで役割を分担し、個人や団体の負担を減らし、活動を継続していく体制づくりが必要です。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇日常的なつながりのなかで、福祉サービスを必要としていながら、サービス利用に結びついていない人がいれば関係機関に相談や連絡をしましょう。
地域 （共助）	◇小地域における課題解決のための協議や情報交換、様々な立場から支援を行うことができる体制づくりのために、地域住民、町内会、民生委員児童委員*8、地区社協、老人クラブ、事業所、学校などと連携し、ネットワーク化を図りましょう。
市社協 （共助）	◇各種会議への参加や事業協力による連携により情報の共有化を図ります。
釧路市 （公助）	◇町内会や民生委員児童委員を主体とした活動に加え、サービス提供事業者、地域包括支援センター*9などが連携した新たな地域活動の展開を支援します。 ◇関係機関や民間事業者等との連携により、釧路市地域安心ネットワーク事業*10や釧路市SOSネットワーク事業*11を実施します。 ◇多職種の関係者が情報を共有し、地域の課題を発見するための地域ケア会議や障がい者自立支援協議会等を開催し、地域の関係機関による連携を図ります。

〈用語解説〉

*8 民生委員児童委員

市町村ごとに担当の区域を定めて置かれる無報酬の制度ボランティア。高齢者や障がい者、子どもと妊産婦、経済的困窮者を主な対象として、生活の状態を把握し、保護・指導するとともに、福祉事務所など関係機関の業務遂行に協力する。厚生労働大臣が委嘱するもので、任期は3年。

*9 地域包括支援センター

介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療・健康など、様々な相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支える地域の中核機関。

*10 釧路市地域安心ネットワーク事業

生活支援の必要な住民が地域から孤立することのないよう、様々な団体・事業者の協力を得て、日常生活や業務のなかで地域をさりげなく見守り、必要な支援につなげる仕組み。（35ページに事業概要掲載）

*11 釧路市SOSネットワーク事業

釧路市、釧路警察署、包括支援センター、家族の会等が協力し、徘徊高齢者を速やかに発見・保護し、その後の生活に必要なサービスを提供する仕組み。平成6年に釧路市においてSOSネットワークシステムが設立され、全国に同様の取り組みが広がった。

基本方針3 安全で安心な地域づくりの推進

■現状と課題

近年、児童生徒が事件や事故に巻き込まれるケースの増加や、高齢者、障がい者への悪質商法*12や詐欺被害にあう事例も増えており、犯罪を未然に防ぐ取り組みや関係機関との連携による対策を講じることが必要です。

また、地域では、高齢化や加入者の減少により、町内会などの活動が困難になってきていることに加え、個人情報保護の面から住民情報の把握が難しくなっています。このため、市民が災害発生時に的確な対応がとれるよう、行政と地域が協力して避難行動要支援者の情報を把握し、共有していく必要があります。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

犯罪のない明るい住みよいまちの実現を目指し、関係機関や地域との連携を強化し、犯罪発生防止の様々な安全対策を進めます。

また、災害発生時に、市民が迅速に安全な場所に避難するなど適切な行動を取ることができるように、地域防災力の向上を図ります。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇自らの命は自ら守るという意識を持ちましょう。 ◇災害時の避難場所や避難方法などを日頃から把握しましょう。
地域 （共助）	◇防災訓練・研修会等を行い、日頃から防災・防犯意識の啓発に努めましょう。 ◇住民相互や関係団体との協力により、防災・防犯のための活動を行いましょう。
市社協 （共助）	◇地域での防災訓練・研修会等の支援を行い、防災・防犯意識の向上を図ります。 ◇緊急連絡カード（愛称：安心バトン）の全市普及活動の強化を図ります。 ◇災害時対応マニュアルの充実、災害ボランティアセンターの初動体制等を強化し、災害時対応の整備を図ります。
釧路市 （公助）	◇災害時の安否確認、避難誘導をはじめ平常時からの声かけなどを支援する避難行動要支援者避難支援事業を推進します。 ◇防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。 ◇防災総合訓練や釧路市防災メールの登録配信等を実施します。 ◇地域における安全を確保するため、登下校時の通学路パトロールや見守りなどのボランティア活動や学校、家庭、地域のネットワークづくりを支援します。 ◇不審者などから子どもを守るため、「こども110番の家」、「こども110番の店」事業を推進します。 ◇犯罪の防止、暴力団排除へ向け取り組みを行う防犯暴力追放啓発事業を推進します。

〈用語解説〉

*12 悪質商法

言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品などを売りつける販売方法。催眠商法や点検商法、靈感商法、マルチ商法などがある。近年では、電話によるいわゆる「振り込め詐欺」も増加している。

安全で安心な地域づくりの推進 《主要事業》

● 避難行動要支援者避難支援事業

住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域住民相互の支え合い・助け合いが不可欠です。特に大規模な災害発生時には、行政の対応が即時に行き届かないことが想定されるため、地域における防災体制の構築が求められています。

第1期から釧路市地域福祉計画の重点事業として進めてきた「災害時要援護者安否確認・避難支援事業」については、国の災害対策基本法の一部改正に伴い、平成29年度から「避難行動要支援者避難支援事業」として取り組んでいます。

この事業は、「避難行動要支援者」に対して、町内会が支援者となり、平常時からの声かけや避難支援計画の作成、災害時の安否確認、避難施設への誘導などの支援を行うものです。

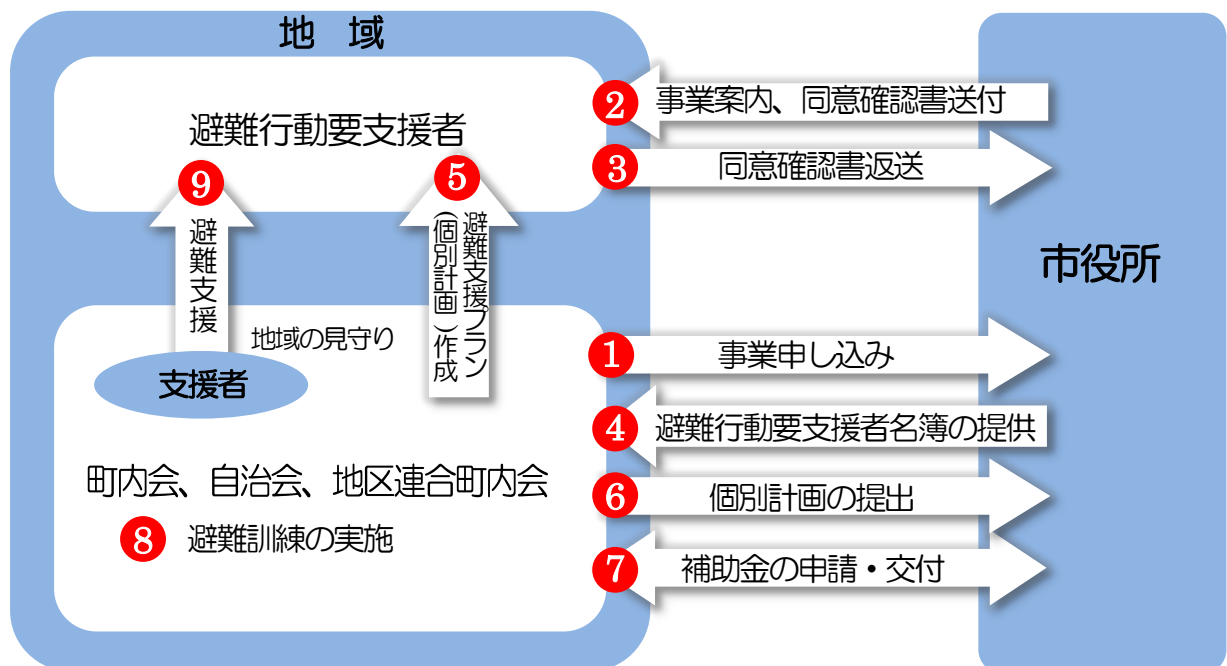
◆ 避難行動要支援者とは・・・

自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる人のことです。

◆ 避難行動要支援者となる人の要件

- ア 要介護認定3以上の認定を受けている人
- イ 介護認定調査による障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)B・C、又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する人
- ウ 視覚障がい又は聴覚障がい1・2級で身体障害者手帳を所持する人
- エ 上肢、下肢、体幹機能、呼吸器機能障がいのうちいずれかが1級で身体障害者手帳を所持する人
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- カ 療育手帳Aを所持する人
- キ 市の生活支援を受けている難病患者
- ク ア～キに掲げるもののほか、支援を要すると市長が認める人

◆ 事業の流れ



釧路市では、災害対策基本法第49条及び釧路市地域防災計画に基づく、避難行動要支援者名簿を作成するため、次のとおり、情報集約方法、管理方法、活用方法について具体的に明記します。

(1) 避難行動要支援者の把握方法について

市においては、関係部局との連携により、住民基本台帳や介護認定、障がい者程度区分に関する情報をもとに、対象者の把握に努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

(1)において、対象者を把握した場合、避難行動要支援者名簿を作成し、電子データ保存の他、紙に出力し、市地域福祉課において保管します。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者に対し円滑な避難支援を行うには、作成した名簿を定期的に最新情報へ更新する必要があります。そのため、名簿情報については、市関係部局間の連携による定期的な更新作業を図っていきます。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

① 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者への災害時における迅速な避難支援を行うには、地域に精通している地域住民による支援が不可欠です。

そのため、市では町内会が支援組織となる仕組みを考え、実施しています。

② 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者から個人情報の提供についての同意が得られた場合、平常時から避難支援組織である町内会へ名簿情報の提供を行います。

③ 避難行動要支援者名簿情報の共有

名簿情報の提供を受けた町内会では、避難行動要支援者個々の状況を踏まえた避難支援プラン個別計画の作成等を通じて、個人情報の保護に配慮しながら、日常的に避難行動要支援者と支援関係者間で情報を共有できる体制を構築します。

避難行動要支援者への日常の声かけなど、日頃から支援者との間で信頼関係を築き、災害時の迅速な避難支援を推進します。

基本目標3 自立した生活を送ることができる地域づくり

基本方針1 自立生活の支援

■現状と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行により家族相互の支え合う力が低下しているなか、子どもから高齢者まですべての市民が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、既存の福祉サービスのほか、「新たな住宅セーフティネット制度」の活用や見守りをはじめとする地域ぐるみによる日常生活の支援が不可欠です。特定の機関や人に頼るのではなく、地域全体で支える体制をつくる必要があります。

地域包括支援センターや基幹相談支援センター*13をはじめ、福祉サービス事業者、民生委員児童委員、町内会、老人クラブなどの様々な関係機関と地域住民とが連携・協力し、それぞれの役割を確認し合い分担していく必要があります。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、地域の支え合い体制づくりを支援します。地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどが中心となり、民生委員児童委員や町内会、地区社協などが連携し、地域ぐるみで要支援者の在宅生活での様々な悩みや相談に適切に対応し支援するためのネットワークづくりが必要です。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇隣近所の支援を必要としている人への日常的な声かけを行うことによる、さりげない見守りを行いましょう。
地 域 （共助）	◇住民からの様々な情報のなかで異変を感じたり、心配なことがあった場合は関係機関へ連絡や相談をしまししょう。
市社協 （共助）	◇地域での日常生活支援と認知症高齢者見守り活動を推進します。
釧路市 （公助）	◇地域の核となる地域包括支援センターや基幹相談支援センターの所在や業務内容のさらなる周知を図ります。 ◇地域において認知症高齢者や障がい者など、支援を必要とする人の日常生活支援や家族の負担軽減の取り組みを推進します。 ◇誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

〈用語解説〉

***13 基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等への総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、自立支援協議会の運営などを行う機関。

基本方針2 健康づくりの促進

■現状と課題

健康的な身体機能を維持して暮らし続けることは、誰もが望んでいることです。少子高齢化や疾病構造の変化が進んでいるなか、健やかでいきいきとした暮らしを送り、長く社会生活を営むためには、市民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していくことができる取り組みや環境づくりが必要です。

また、今後ますます進展する高齢化を受け、介護予防*14 のための各種事業を進めていく必要があります。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

健康づくりに対する意識啓発を図るとともに、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持や向上につながる対策を推進し、市民の主体的な健康づくりの普及と促進を図ります。

介護予防活動は高齢者にとって特に健康維持に有効であるとともに、地域でのコミュニケーションを育むサロンの役割を果たすことから、活動機会を確保しこれを推進するとともに、介護予防など高齢者を支援するためのボランティア人材の育成や活動支援に努めます。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり (自助)	◇日頃から心身の健康への関心を高め、積極的な健康づくりに努めましょう。 ◇定期的に健康診断を受診するなど自分の身体の状態を知りましょう。 ◇適度な運動を行ったり、サロン活動*15 や介護予防活動、イベントなどに参加するなど、心身のリフレッシュに努めましょう。
地域 (共助)	◇健康診断の受診を呼びかけましょう。 ◇地域で活動する組織の中から介護予防サポーター*16 などの人材育成を図り、健康維持や地域のコミュニケーションを育むサロン活動などを展開しましょう。
市社協 (共助)	◇ふまねっと運動などの健康づくり教室を開催します。 ◇ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援を行います。
釧路市 (公助)	◇健康教育、健康相談、健康まつりなどの開催を通じた市民の健康づくりの推進に向けた普及啓発を行います。 ◇「市民介護予防普及講座」や「地域介護予防教室」などの介護予防の普及啓発を行うとともに、高齢者を支援するためのボランティア人材の養成と活動の場の提供に努めます。

〈用語解説〉

*14 介護予防

自らの心身を鍛え、介護を必要とする状態を未然に防ぐこと。また、現在介護が必要でも、できるだけ機能の改善に取り組むことをいう。

*15 サロン活動

地域住民やボランティアなどによって行われる交流活動。高齢者や子どもを持つ親など対象者ごとに行われ、参加者の社会参加や手助けのきっかけづくりの場、精神的な不安の解消の場として活用されている。

近年では、世代などを限定せずに、地域の「たまり場」「居場所」としての活用も図られている。

*16 介護予防サポーター

介護予防に関する活動をサポートするボランティア。養成講座（講義・演習・実習など）修了後、市公認介護予防サポーターとして登録し、市内の老人福祉センターなど地域の中で活動する。

基本方針3 次世代育成の支援

■現状と課題

子どもの成長には、家庭や地域のなかで他者とふれあい、人間関係を学ぶことや自己を発見すること、社会性や規範意識などを身につけることが必要です。しかし、少子化や核家族化が進む現代では、日常的に地域住民と子どもたちとの交流機会が少なくなり、身近に相談する人もなく子育てに悩む親も増加しています。

子どもやその親を社会から孤立化させないよう、地域ぐるみで子どもを育て、支援する取り組みが必要です。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

地域住民の子育てへの関心や理解を深め、安心して安定した子育てができるよう、地域における様々な子育て支援施策の充実を図るとともに、青少年の自主性や社会性の育成と、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進め、青少年活動に対する支援を行います。

また、増加傾向にある児童虐待やDVに関しては、地域や学校、関係機関、団体と連携したネットワーク体制の強化を図り、予防や早期発見、適切な保護及び予後活動に努めます。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇身近で子どもに関する様々な問題で悩んでいる人を見かけたときは、手助けをしたり、関係機関の情報提供をしましょう。
地 域 （共助）	◇子育て支援の一環として、学校の登下校時の見守りや声かけを行いましょう。
市社協 （共助）	◇母親クラブの活動へ支援を行う「福祉の風土づくり事業」を推進します。
釧路市 （公助）	◇子育て支援拠点センター*17を中心に、育児不安等についての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成や支援を行います。 ◇地域の子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業*18を推進します。 ◇学校や関係機関・団体などとの連携により、非行の未然防止や深化を抑止するための補導活動のほか、非行の問題や不登校などにより悩みを抱える青少年とその保護者に対する支援活動を実施するとともに、健全な家庭環境の醸成を図ります。 ◇発達障がいを含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し支援します。

〈用語解説〉

*17 子育て支援拠点センター

子育てに関する不安や悩みなどを解消するため、就学前の乳幼児を抱えた保護者を対象として、相談業務を行うほか、育児サークルなどへの支援を行う。

*18 ファミリー・サポート・センター事業（愛称：子育てサポートセンター・すくすく）

育児に関する会員制の相互援助活動を支援する仕組み。子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助ができる人（提供会員）との会員組織をつくり、地域の子育て家庭への支援を行う。

基本方針4 生活困窮者の支援体制の充実

■現状と課題

当市では、市内の関係部局からなる「生活困窮者市内連携連絡会議」や様々な外部関係機関で組織する「相談支援包括化推進会議」との連携により、生活困窮者が地域で孤立することのないよう早期に把握し、課題の解決に向けた取り組みを実施しています。

しかし、依然として生活保護受給者は多く、生活保護率が高い状況となっています。

こうした生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、当市では、それ以前の平成25年6月に国のモデル事業として、釧路市生活相談支援センター「くらしごと」を立ち上げ、生活困窮者の相談支援、就労支援など様々な生活課題を抱えた人々に対する支援事業を委託により実施しています。

生活困窮者に関する課題は、今後さらに複雑化、多様化していくことが予想されることから、「社会的孤立」や「制度の狭間」に陥らないよう、広く包括的に受け止め、就労の課題、心身の不調や家族の問題などについて、多くの社会資源との連携を図り、切れ目なく継続的かつ適切な支援に結びつけていくことが必要です。

また、生活困窮世帯の子どもは、学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあることから、子どもの将来の自立に向けた支援を行い、「貧困の連鎖」を防止することが課題となっています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

「自立相談支援事業」や「住宅確保給付金の給付」をはじめとする各種支援事業を一体的に実施し、住宅、就労、日常生活において複雑多様な課題を抱えて社会的に孤立する生活困窮者を支援します。

生活困窮世帯の子どもに対しては、学習支援や日常的な生活習慣の形成、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援を行います。

地域における様々な社会資源との連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇自分の周りで困りごとを抱える人を見かけた際は、声かけや見守りを行ない、「くらしごと」をはじめとする関係機関の相談窓口につなぎましょう。
地 域 （共助）	◇地域にある様々な社会資源と連携し、地域における困りごとを抱える人の早期把握を目指しましょう。 ◇地域の住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、「くらしごと」をはじめとする関係機関の相談窓口につなぎましょう。
市社協 （共助）	◇低所得世帯等を対象に、自立した生活の立て直しに向けた資金貸付の相談などを行い、自立に向けて生活を支援します。
釧路市 （公助）	◇生活困窮者に対する支援制度（生活困窮者自立促進支援事業～30 ページ参照）と釧路市生活相談支援センター「くらしごと」の周知を図ります。 ◇「生活困窮者市内連携連絡会議」や様々な関係機関で組織する「相談支援包括化推進会議」との連携を図ります。

生活困窮者の支援体制の充実 <主要事業>

● 生活困窮者自立促進支援事業

厚生労働省では、生活困窮者の自立支援方策について地域福祉計画に明記することを定めており、本市では以下の事業を行っています。

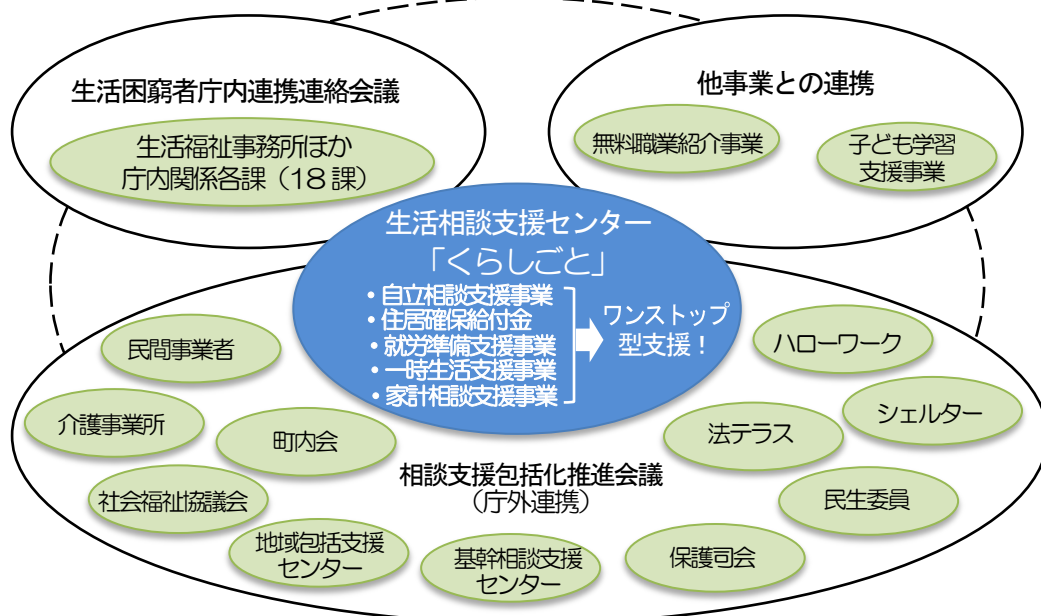
生活困窮者自立支援法に基づき、住宅、就労、日常生活において複雑多様な問題を抱えて社会的に孤立する生活困窮者への支援として、釧路市生活相談支援センター「くらしごと」を中心に、各種支援事業を一体的に実施しています。

市内の関係部局からなる「生活困窮者市内連携連絡会議」や様々な関係機関で組織する「相談支援包括化推進会議」との連携により、生活困窮者が地域で孤立することのないよう早期に把握し、課題の解決に向けた取り組みを実施しています。

【各種支援事業】

- ① 自立相談支援事業
「くらしごと」において、生活困窮者の悩み事を聞き、課題解決に向けて様々な外部機関と連携し、生活困窮者を包括的・継続的に支援しています。
- ② 住居確保給付金
離職等により住居喪失又はその恐れがある生活困窮者に有期で家賃等を補助しながら、就労支援を行うことにより自立を図ります。
- ③ 就労準備支援事業
自立相談窓口において、直ちに一般就労に就くことが難しいと判断された生活困窮者に対して、就労体験などの就労意欲喚起を図るとともに、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得を目指します。
- ④ 一時生活支援事業
住居のない生活困窮者に対して、一時的に宿泊場所や衣食を供与し、最低限の生活基盤を確保します。
- ⑤ 家計相談支援事業
生活困窮者からの家計に関する相談に応じ、支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行い家計の安定を図ります。
- ⑥ 子どもの学習支援事業
生活保護世帯または生活困窮世帯の小中学生を対象として、日常的な生活習慣の形成、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援などを行っています。

《生活困窮者支援体制全体図》



基本目標4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

基本方針1 情報提供の充実

■現状と課題

福祉の各種制度は種類が多く内容が複雑であることから、制度がわかりにくいと感じている人が少なくありません。また、事業者やNPO法人などの福祉サービスを提供する主体が増えたことなどから、福祉に関する情報をまとめて入手することが困難になっています。

市や市社協、地域包括支援センターや相談支援事業所*19などの機関をはじめ、各種相談員や民間事業者を含めた相談窓口の強化と周知が必要です。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

市民一人ひとりが情報を入力し理解できるように、様々な媒体を通じてわかりやすい情報の提供に努めます。

福祉サービス事業者との連携による周知方法の見直しの検討及び相談窓口の体制を強化します。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇普段から市の広報誌などに目を通し、福祉サービスの制度や相談窓口などを把握し、身近で情報を必要としている人に伝えましょう。 ◇身近で相談できる地区の民生委員児童委員や地域包括支援センターの場所、連絡先を確認しておきましょう。
地域 （共助）	◇地域のなかで情報を必要としている人の把握に努めましょう。 ◇福祉サービスの制度や相談窓口についての情報を共有し、地域内で情報を必要としている人に周知しましょう。
市社協 （共助）	◇市社協事業による相談体制を強化し、専門機関との連携を図ります。 ◇ふれあい相談センターを運営し、家庭生活全般の相談対応・援助機能の強化を図ります。
釧路市 （公助）	◇各種相談窓口や相談員の情報を整理し、広報誌やホームページなどへ掲載、ガイドブックやしおりを作成するほか、民生委員児童委員や地域包括支援センターなどを通じ周知を図ります。

〈用語解説〉

*19 相談支援事業所

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な援助を行なうための窓口。

基本方針2 相談支援体制の充実

■現状と課題

地域福祉の課題は、複雑化、多様化しており、単独の専門機関や既存制度によって対応することができない複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯が増加傾向にあります。

特に家庭内暴力や子ども、高齢者、障がい者への虐待、住まい、就労など専門的な相談は、複数分野の専門機関や関連部署との連携が大切です。

そのため、これらの地域福祉の課題や相談に円滑に対応できる包括的相談支援体制の充実が求められています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯に対応するため、複数分野の専門職や専門機関、関係部署と連携を図り、各種相談窓口の周知に努めます。

また、関係団体と連携し、福祉サービスや相談などに関わる職員の資質向上や専門職の研修機会の確保、充実に努めます。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇生活するうえで、不安なことや困りごとで悩んでいる人を見かけたら、声かけや話を聞くなど寄り添い、相談窓口などの情報提供をしましょう。
地 域 （共助）	◇住民相互で相談窓口をはじめとする、福祉サービスの制度や提供事業者に関する情報交換を行えるよう、住民間の交流機会の創出に努めましょう。
市社協 （共助）	◇法令に基づく福祉サービスの充実に努め、円滑なサービス提供を行います。 ◇介護サービス評価や苦情対応及びリスクマネジメントを行います。 ◇各種ケア会議、福祉サービス担当者会議等への参加による情報共有を行うことにより連携を強化します。
釧路市 （公助）	◇市の福祉・保健・医療など各種窓口間の連携強化と、相談しやすい体制づくりを促進します。 ◇関係機関と連携し、福祉サービスや相談などに関わる職員の資質向上に向けた研修会等を実施します。 ◇市民に対して福祉サービスの制度や提供事業者の相談窓口などの情報発信を行います。

基本方針3 権利擁護の推進

■現状と課題

国の医療、福祉制度の改正により、高齢者や障がい者の地域生活への移行が進み、日常生活を送るうえで何らかの支援を必要とする人を取り巻く環境は、急激に変化しています。

認知症や障がいなどにより判断力や自己決定能力が低下し、自身で必要な福祉サービスの選択や活用（契約）、身の回りのことや金銭管理ができず、身近に頼れる人もいないなど、日常生活に不安を抱える人が増えています。また、高齢者や障がい者に対する悪質商法などの権利侵害や、金銭搾取などの経済的虐待が問題となっており、地域内での交流、見守りや助け合いの充実に加え、本人の権利のサポートや権利侵害の解消と予防につながる取り組みが求められています。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、障害者差別解消法や権利擁護に関する周知と啓発、虐待防止に関する啓発・体制整備を図ります。

また、成年後見制度*20の普及と利用を図るとともに、日常生活自立支援事業*21などの周知と情報提供に努めます。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇身近なさりげない見守りの中で、虐待、消費者被害などに悩んでいる人を見かけたときや異変に気づいたときは、関係機関へ通報するなど情報提供をしましょう。
地 域 （共助）	◇地域内で各種講座などを利用して、権利擁護に関する勉強会などを開催しましょう。
市社協 （共助）	◇成年後見事業を運営します。 ◇日常生活自立支援事業を推進します。
釧路市 （公助）	◇福祉の窓口、福祉関係事業所などを通じて、障害者差別解消法や成年後見制度、虐待防止法等の周知・啓発に努めます。 ◇地域包括支援センターを中心とする高齢者虐待対応ケース会議や釧路市障がい者虐待防止センターを中心とした関係機関との連携会議等を開催するなど、虐待防止体制の充実に努めます。 ◇釧路市権利擁護成年後見センターを拠点に、権利擁護、成年後見制度等に係る相談・支援、人材育成、市民後見人*22の養成、活動支援を行います。

〈用語解説〉

*20 成年後見制度

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人を支援するため、「本人に代わって法律行為を行う人」または「本人による法律行為を手助けする人」を家庭裁判所が選任する民法上の制度。

*21 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人で、福祉サービスの利用や生活費管理のことに不安を抱えている人を対象としたサービスで、利用する本人と契約を結び、福祉サービスの利用や生活費管理のお手伝い、重要な書類の預かりなどを行い、地域で安心して生活できるように支援する。

*22 市民後見人

判断能力が不十分な人に代わり財産管理や福祉サービスの手続きなどを行う成年後見制度。しかし、弁護士などの専門職は数に限りがあるため、親族でも法律や福祉の専門家でもない一般市民が後見の仕組みについて学び、その役割を担うもの。

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする事業者、行政の協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進するうえでのそれぞれの役割について明記していますが、地域住民、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、推進していく必要があります。

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。そのため、行政と協働して地域福祉計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

行政と社会福祉協議会とが連携しながら、本計画に基づく各事業を推進していく体制を実現します。

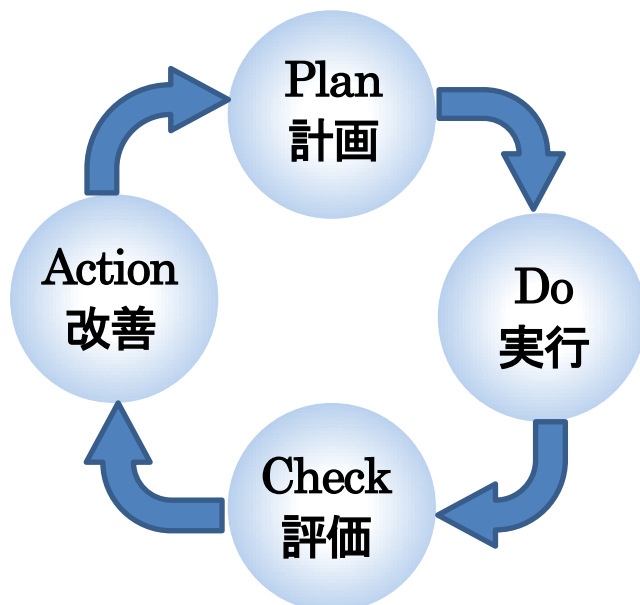
3 計画の公表

市の広報誌やホームページ等を通じて本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

4 計画の検証など

本計画を推進するため、定期的に「釧路市地域福祉計画策定市民委員会」を開催し、計画の実施状況について報告し、検証を行います。

状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすために、PDCAサイクルを確立していきます。



※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによる改善手法です。